

**東みよし町障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画
及び障がい児福祉計画**



平成 30 年 3 月

東みよし町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	6
第3節 計画の期間.....	7
第4節 計画の策定体制と方法.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
第1節 統計からみる本町の現状.....	10
第2節 アンケート調査からみえる障がい者のニーズ.....	14
第3節 事業所調査からみえる障がい者のニーズ.....	23
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本的視点.....	31
第3節 基本目標.....	32
第4章 障がい者基本計画	35
第1節 施策の体系.....	36
第2節 施策の展開.....	37
第5章 第5期障がい福祉計画	55
第1節 第5期計画における成果目標.....	56
第2節 障がい福祉サービス等の見込み量.....	58
第3節 地域生活支援事業の見込み量.....	69
第6章 障がい児福祉計画	75
第1節 計画における成果目標.....	76
第2節 障がい児福祉サービス等の見込み量.....	77
第7章 計画の推進にあたって	83
第1節 計画の推進体制の確立.....	84
資料編	87

※「障がい」の表記について

この計画の中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、その他は「障がい」と表記しています。

第1章

計画の策定にあたって



町の木 クス（加茂の大クス）

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい者の生活を取り巻く制度や環境は、これまで大きく変わってきましたが、中でももっとも大きな変更点の一つが、平成 18（2006）年 4 月からの「障害者自立支援法」の施行による、障がい者施策の 3 障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

その後、「障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直しや、相談支援の充実等を経て、平成 25（2013）年度からは障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

また、国では平成 25（2013）年に「障害者基本計画（第3次）」＜平成 25（2013）年度～29（2017）年度＞が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策の推進が図られています。近年では、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等がなされています。このような国内法の整備を受けて、国は平成 26（2014）年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、その効力は同年 2 月 19 日に発効しています。

東みよし町（以下、本町という。）においては、これまで「東みよし町障がい者基本計画」ならびに「東みよし町障がい福祉計画（第1期～第4期）」を策定し、障がい保健福祉施策の計画的な推進を図ってきました。

このたび、「東みよし町障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正や本町の障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「東みよし町障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定することとしました。なお、「児童福祉法」の改正を受け、本計画では「東みよし町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

■障がい者施策関連法令等の動向

年	国の動き
平成 14 年 (2002 年)	● <u>障害者基本計画（第2次）の策定</u>
平成 15 年 (2003 年)	◆ <u>支援費制度の発足</u> ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 (2005 年)	○ <u>発達障害者支援法 施行</u> ・発達障がいの定義と法的な位置づけの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 (2006 年)	○ <u>障害者自立支援法 施行</u> ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○ <u>バリアフリー法 施行</u> ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○ <u>[改正]教育基本法 施行</u> ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 (2007 年)	★ <u>障害者権利条約署名</u>
平成 21 年 (2009 年)	○ <u>[改正] 障害者雇用促進法 施行</u> ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 (2010 年)	○ <u>[改正] 障害者自立支援法 施行</u> ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○ <u>[改正] 障害者基本法 施行</u> ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○ <u>[改正] 障害者自立支援法 施行</u> ・相談支援体制の強化 ○ <u>[改正] 児童福祉法 施行</u> ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設 ○ <u>障害者虐待防止法 施行</u> ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○ <u>障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正）</u> ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病等を追加） ○ <u>障害者優先調達推進法 施行</u> ・国等に障がい者就労施設等から優先的な物品調達の義務付け ◆ <u>障害者雇用率引き上げ</u> ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体等 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.2% ● <u>障害者基本計画（第3次）の策定</u>
平成 26 年 (2014 年)	★ <u>障害者権利条約批准</u>
平成 28 年 (2016 年)	○ <u>障害者差別解消法 施行</u> ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○ <u>[改正]障害者雇用促進法 施行</u> ・苦情処理、紛争解決の援助 ○ <u>[改正]発達障害者支援法 施行</u> ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 第5期計画における見直しのポイント

国においては、第5期障がい福祉計画の策定に向けて基本指針が改訂されました。第5期障がい福祉計画の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

ポイント1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進めることや基幹相談支援センター設置の促進や有効活用に向けた取組について示す。

ポイント2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

ポイント3 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

ポイント4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築について盛り込む。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の確保に関する事項を定める。

ポイント5 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

ポイント6 発達障がい者支援の一層の充実

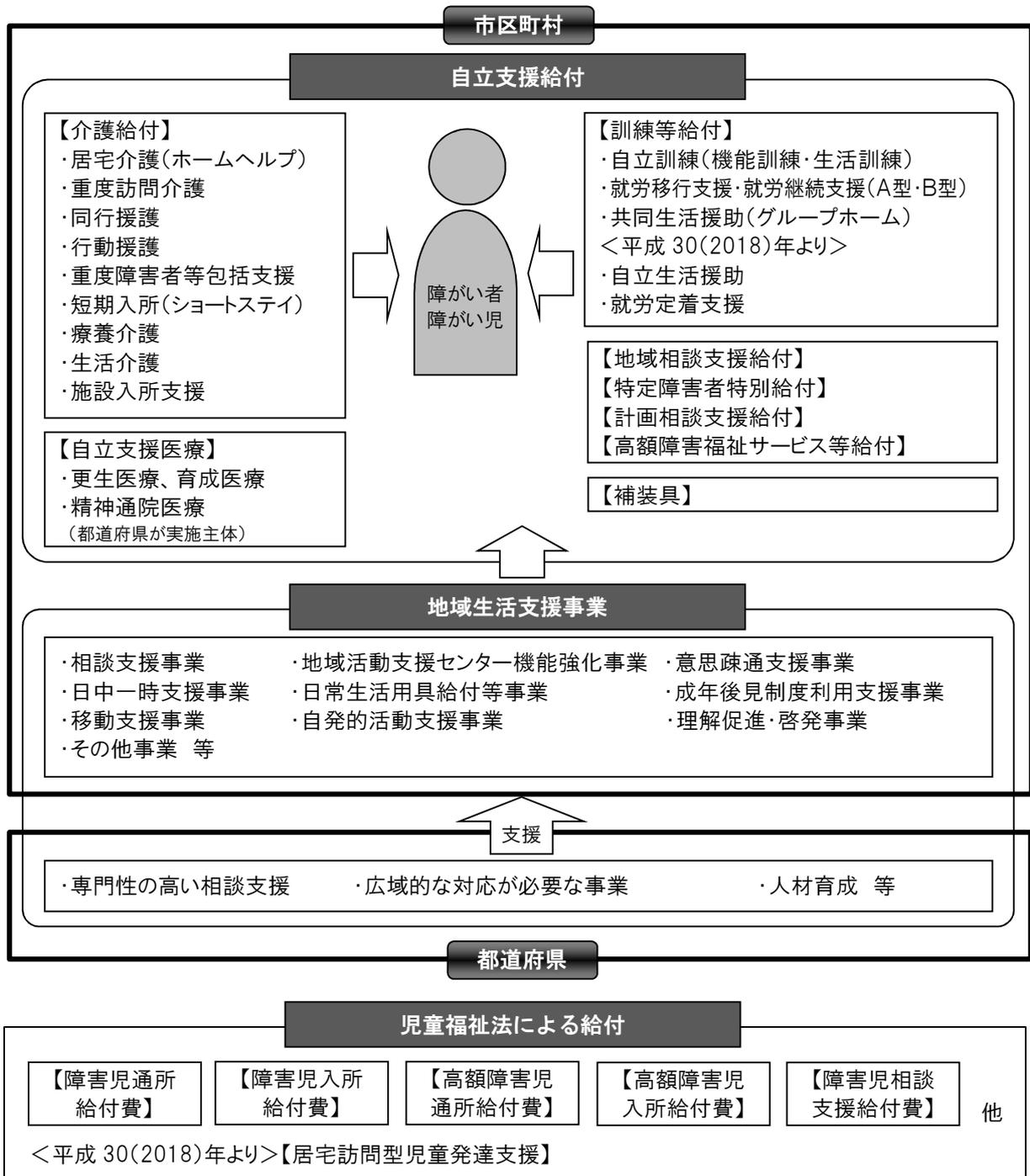
- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性等について定める。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

3 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、児童福祉法に基づく障がい児（福祉）サービスとの連携を図っています。

また、平成 30（2018）年から「自立生活援助」や「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」が新しく開始されます。

■障害者総合支援法のサービス体系

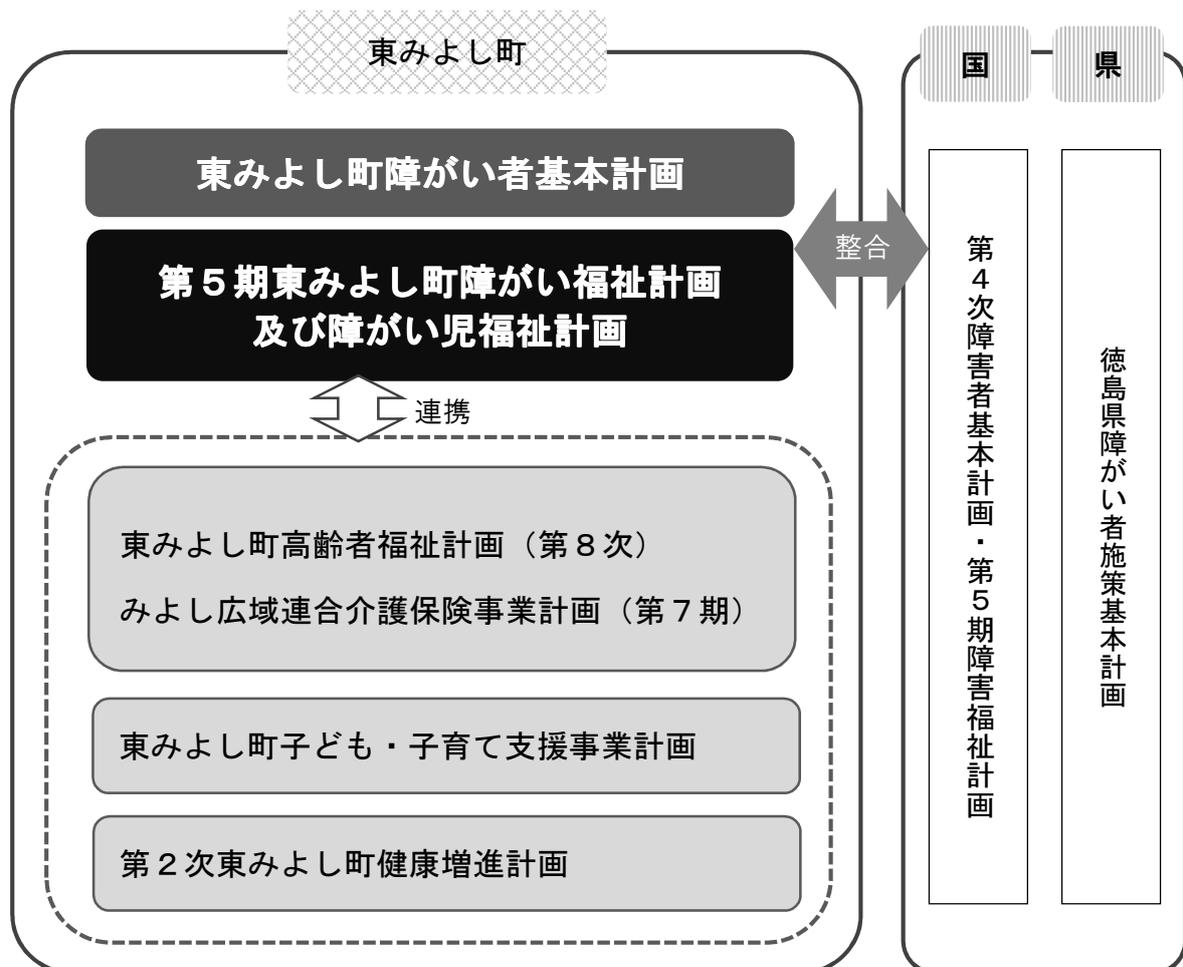


第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法第88条第1項」に基づき、自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める「第5期障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の事業量やその確保策を定める「障がい児福祉計画」の3つからなります。

「障がい福祉計画」は、毎年の事業量等、具体的数値を示すものですが、「障がい者基本計画」の生活支援分野や就業等、施策の一部を構成します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」＜平成30（2018）年度～34（2022）年度＞、「障害者福祉計画（第5期）」＜平成30（2018）年度～32（2020）年度＞や「徳島県障がい者施策基本計画」＜平成30（2018）年度～35（2023）年度＞との整合を図りつつ、「東みよし町高齢者福祉計画（第8次）みよし広域連合介護保険事業計画（第7期）」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。



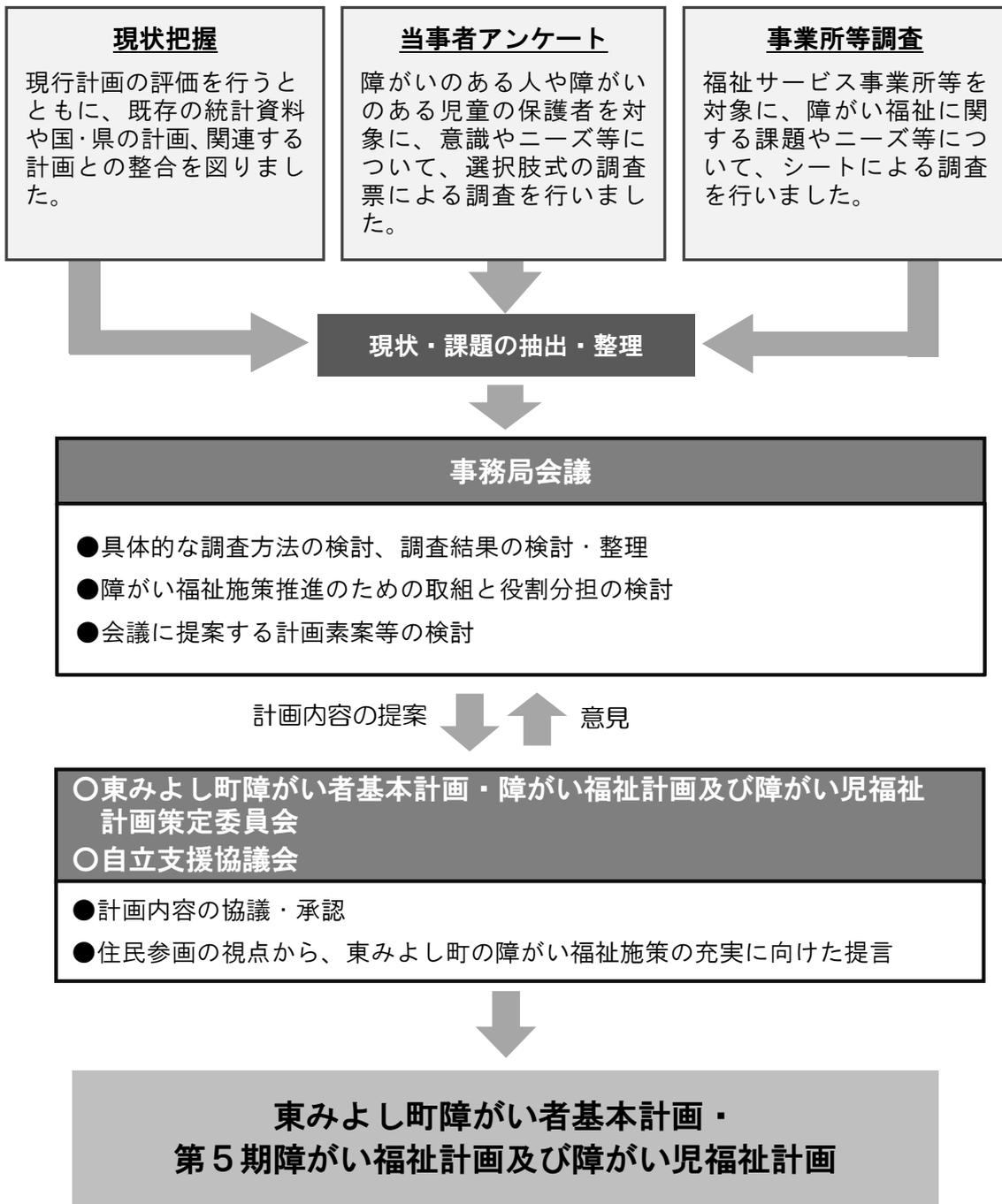
第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、「障がい者基本計画」は平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの6年間、「第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間とします。

■計画の期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
障がい者基本計画 (11年間)			障がい者基本計画 (6年間)					
第4期障がい福祉計画 (3年間)			第5期障がい福祉計画 (3年間)			次期障がい福祉計画 (3年間)		
			障がい児福祉計画 (3年間)			次期障がい児福祉計画 (3年間)		

第4節 計画の策定体制と方法



第2章

障がいのある人を取り巻く状況



町の花 サルビア

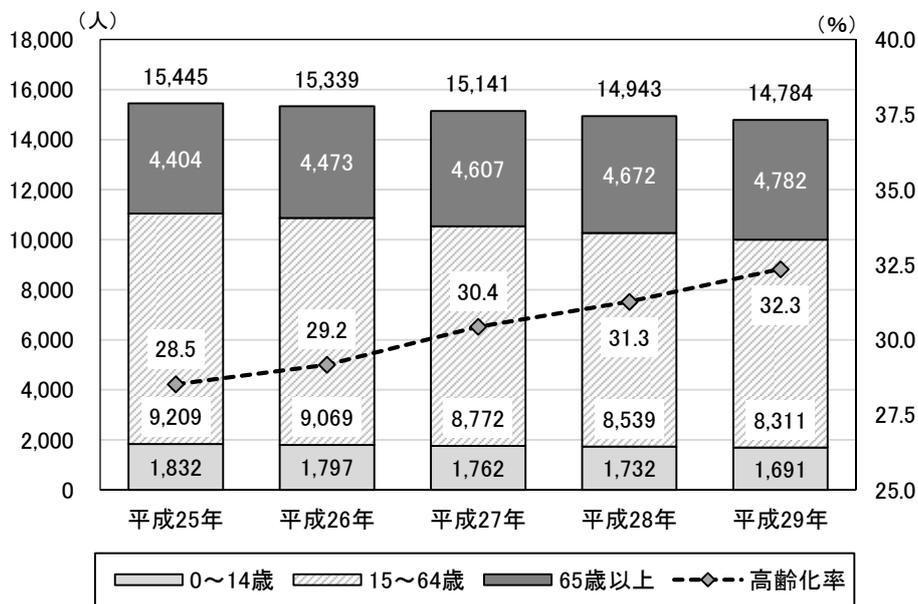
第1節 統計からみる本町の現状

1 人口・世帯の状況

総人口は緩やかに減少しており、平成29(2017)年には14,784人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口が減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、高齢化率も年々上昇しています。

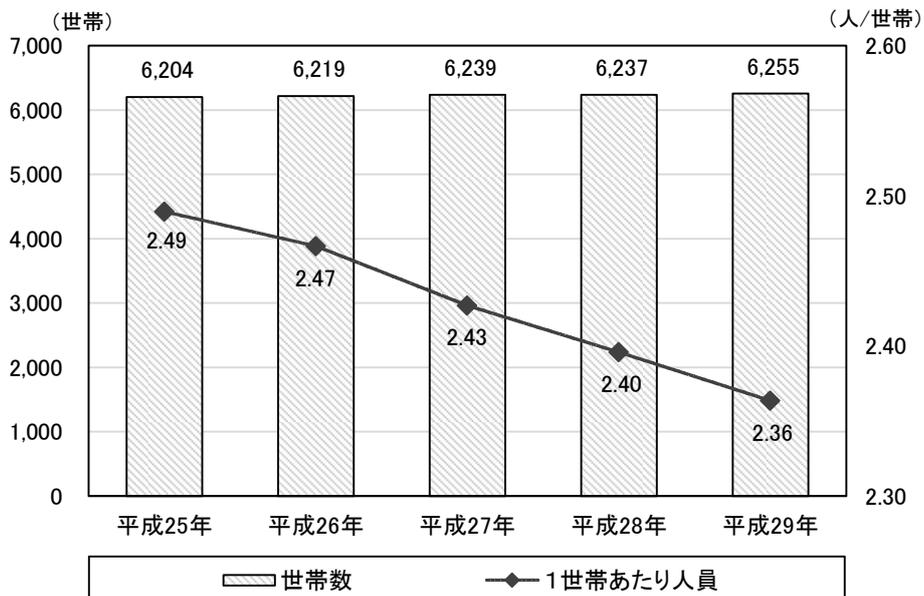
また、世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの人員数は減少しており、平成29(2017)年には2.36人となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：【国】住民基本台帳

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：【国】住民基本台帳

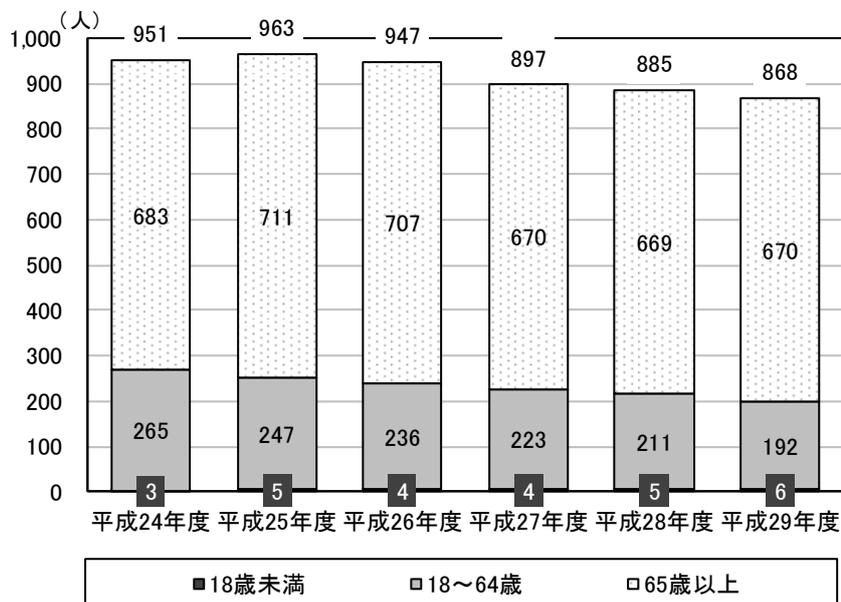
2 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、18歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18～64歳は年々減少しており、65歳以上は平成26（2014）年度以降、減少傾向にあります。

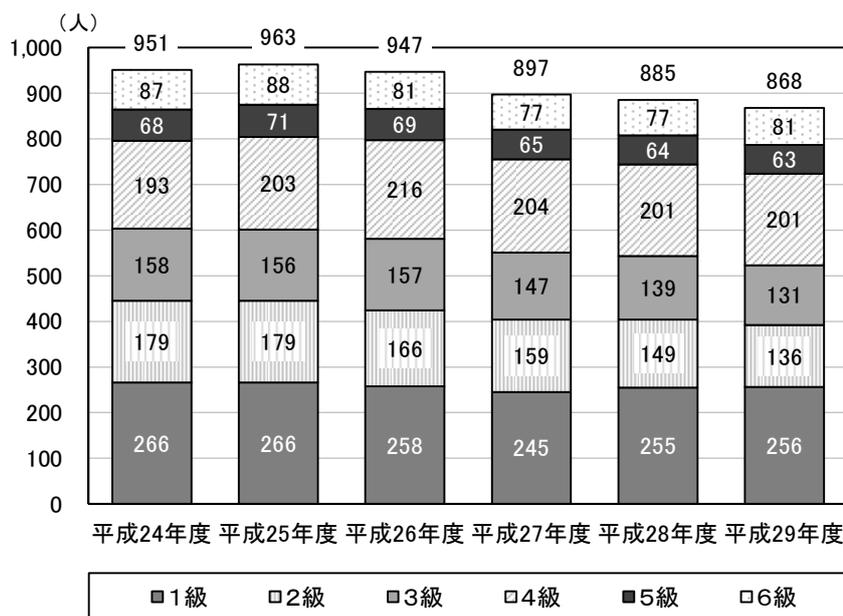
また、等級別にみると、1級と6級が平成28年度以降微増していますが、概ね減少傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：東みよし町

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



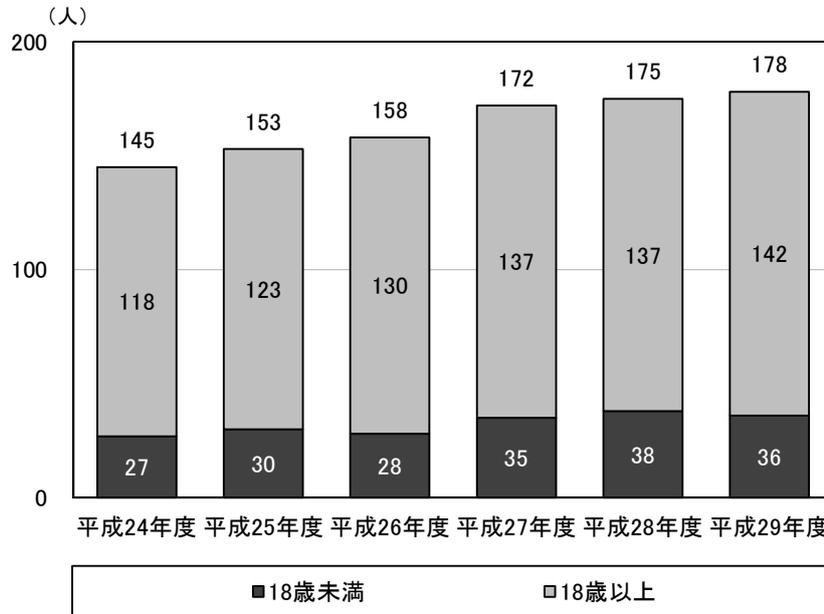
資料：東みよし町

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を年齢別にみると、18歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18歳以上は増加しています。

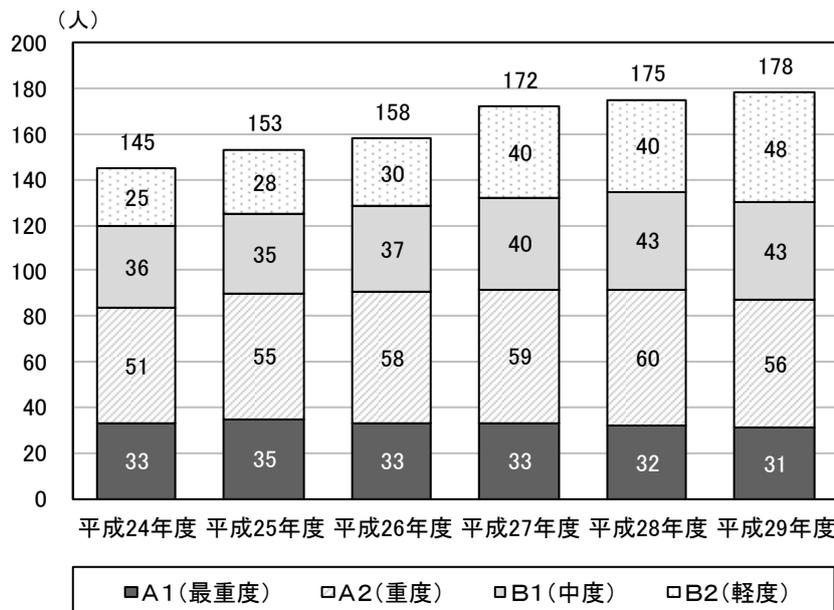
また、程度別にみると、B1（中度）、B2（軽度）は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：東みよし町

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

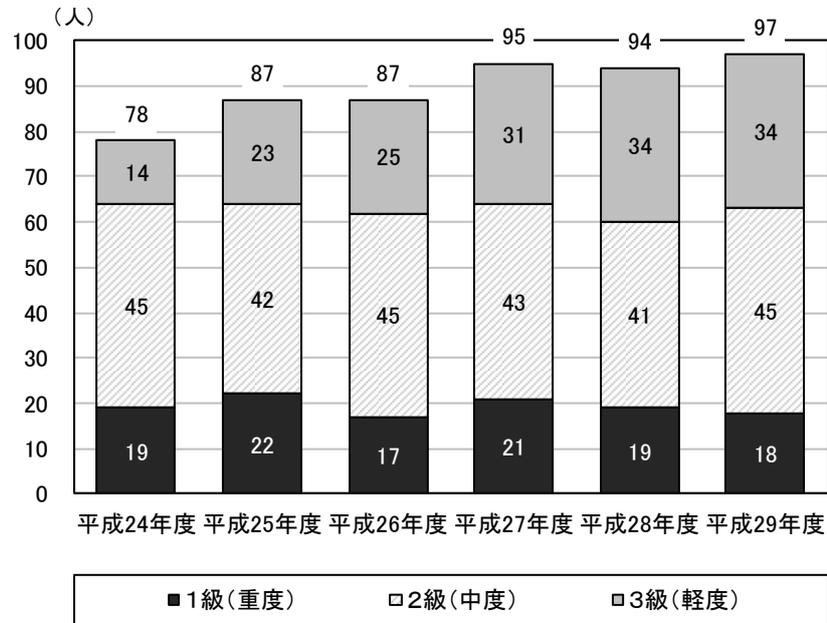


資料：東みよし町

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、1級（重度）、2級（中度）は年度によって微増微減を繰り返しています。3級（軽度）は平成29（2017）年度には34人となっており、平成24（2012）年度から見ると倍以上増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：東みよし町

第2節 アンケート調査からみえる障がい者のニーズ

1 調査概要

(1) 調査の対象

本町にお住まいの障がいのある人及び障がいのある児童の保護者

18歳未満 38人

18歳以上 1,052人

(2) 調査期間

平成29(2017)年8月3日～平成29(2017)年8月18日

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

(4) 調査の結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
18歳未満	38件	29件	76.3%
18歳以上	1,052件	528件	50.2%

アンケート調査結果の表記について

- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

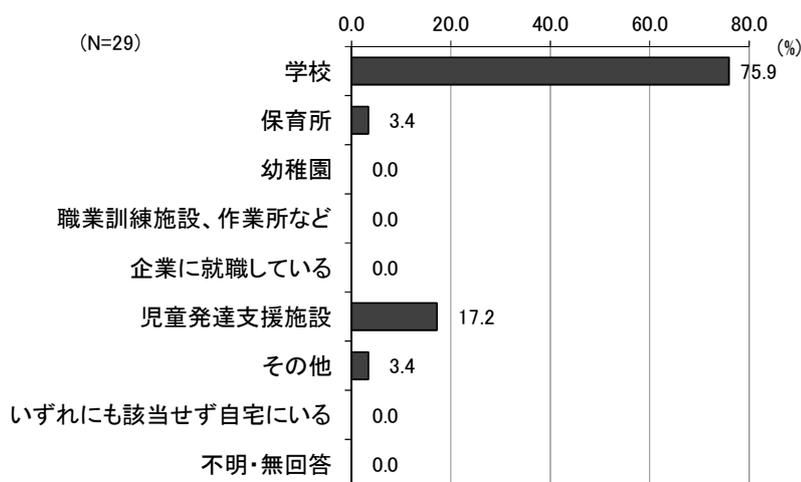
2 主な調査結果

(1) 日常生活について

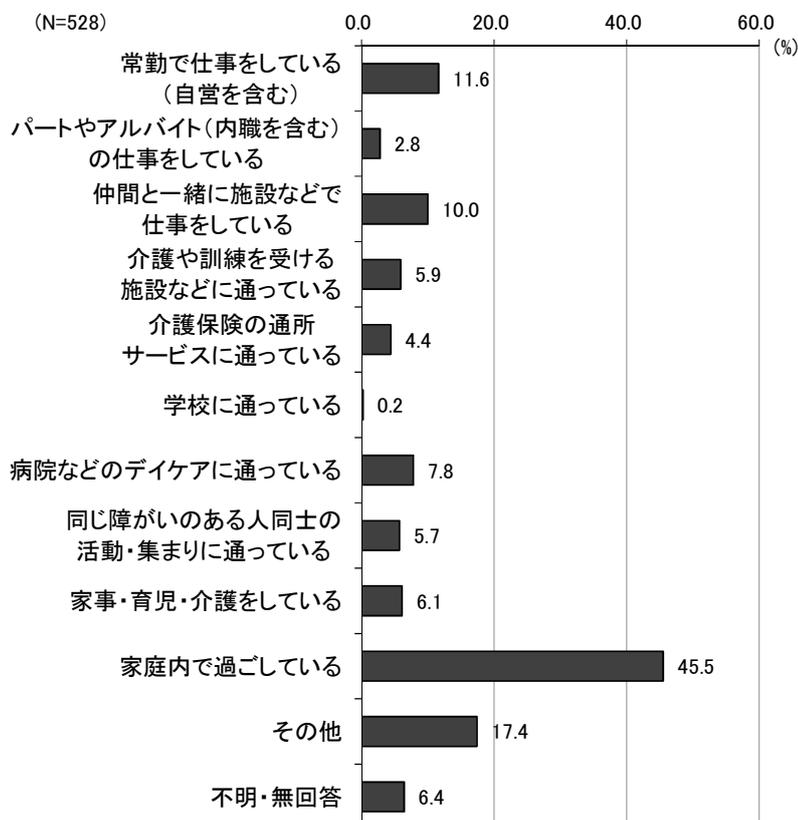
○日中過ごす場所（18歳未満）についてみると、「学校」が75.9%と最も高く、次いで「児童発達支援施設」が17.2%、「保育所」「その他」が3.4%となっています。

○日中過ごす場所（18歳以上）についてみると、「家庭内で過ごしている」が45.5%と最も高く、次いで「その他」が17.4%、「常勤で仕事をしている（自営を含む）」が11.6%となっています。

■日中過ごす場所（18歳未満）



■日中過ごす場所（18歳以上）

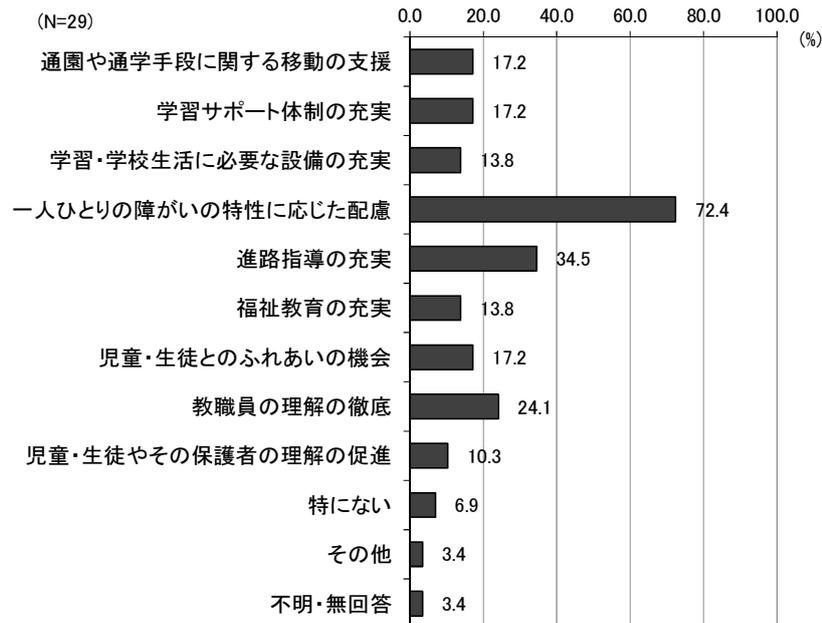


(2) 学校生活について

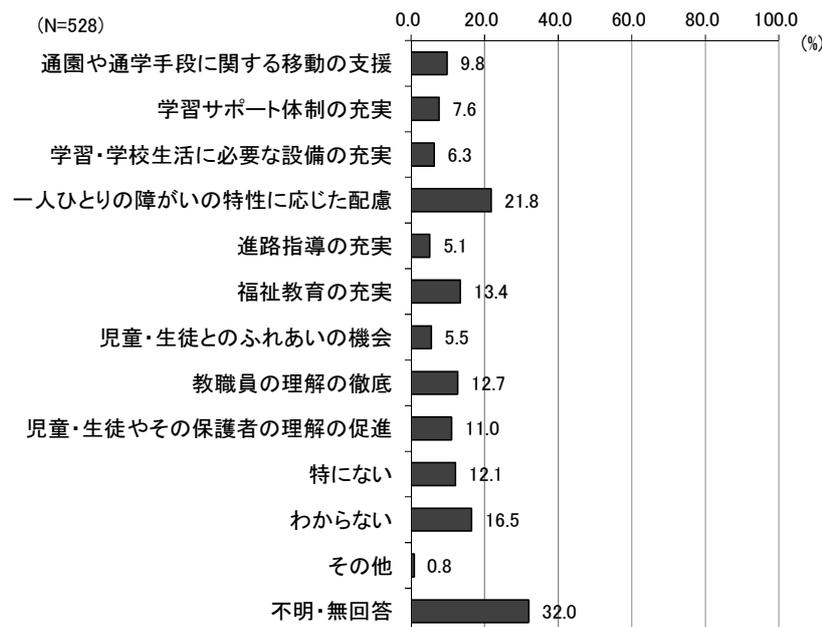
○学校など生活を送るうえで必要なこと（18歳未満）についてみると、「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」が72.4%ともっとも高く、次いで「進路指導の充実」が34.5%、「教職員の理解の徹底」が24.1%となっています。

○学校など生活を送るうえで必要なこと（18歳以上）についてみると、「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」が21.8%ともっとも高く、次いで「わからない」が16.5%、「福祉教育の充実」が13.4%となっています（「不明・無回答」を除く）。

■学校など生活を送るうえで必要なこと（18歳未満）



■学校など生活を送るうえで必要なこと（18歳以上）

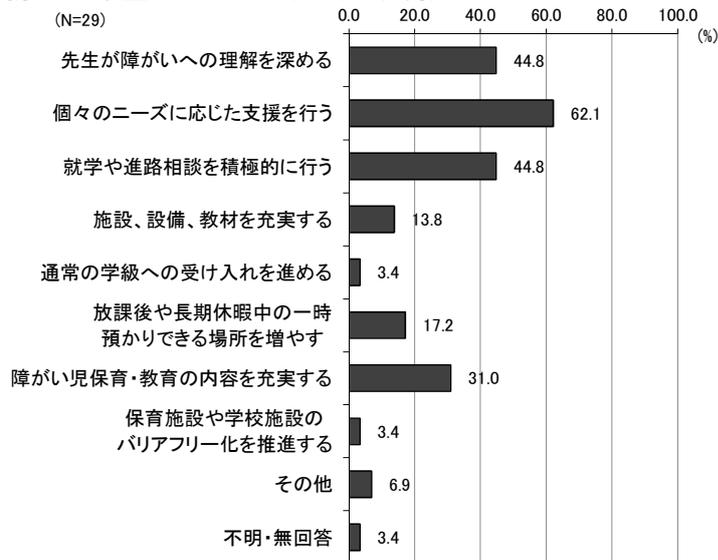


(3) 通学先、勤務先に希望することについて

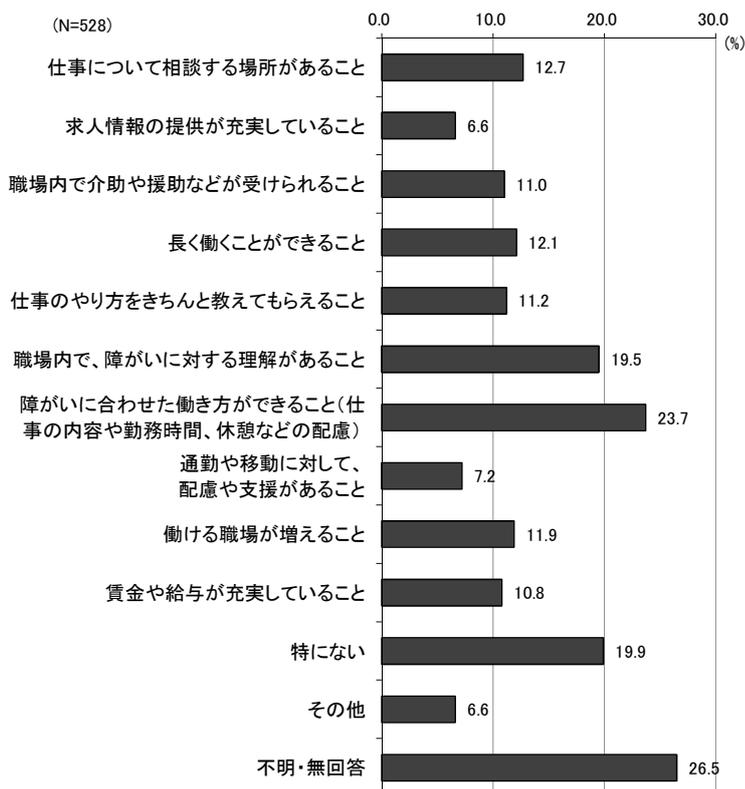
○通学先、勤務先に希望すること（18歳未満）についてみると、「個々のニーズに応じた支援を行う」が62.1%ともっとも高く、次いで「先生が障がいへの理解を深める」「就学や進路相談を積極的に行う」が44.8%、「障がい児保育・教育の内容を充実する」が31.0%となっています。

○通学先、勤務先に希望すること（18歳以上）についてみると、「障がいに合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」が23.7%ともっとも高く、次いで「特にない」が19.9%、「職場内で、障がいに対する理解があること」が19.5%となっています（「不明・無回答」を除く）。

■通学先、勤務先に希望すること（18歳未満）



■通学先、勤務先に希望すること（18歳以上）

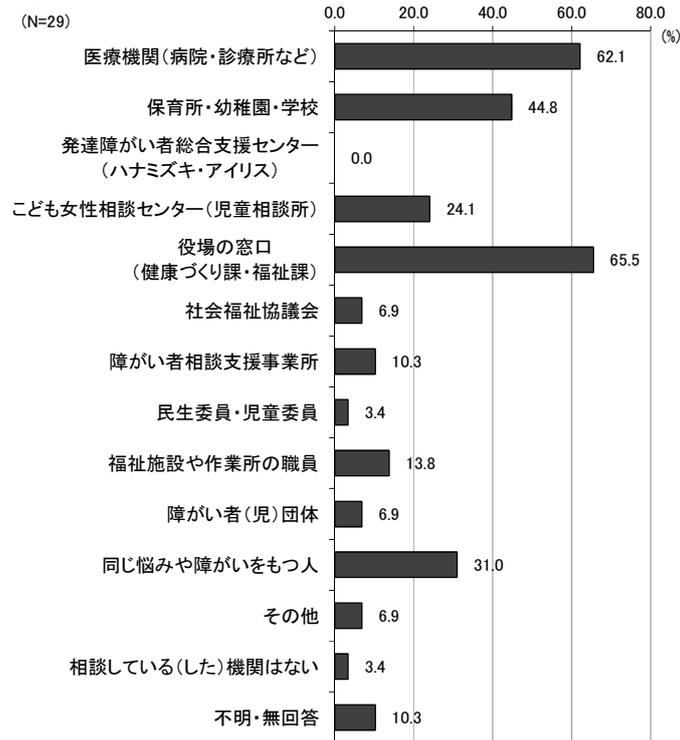


(4) 相談先について

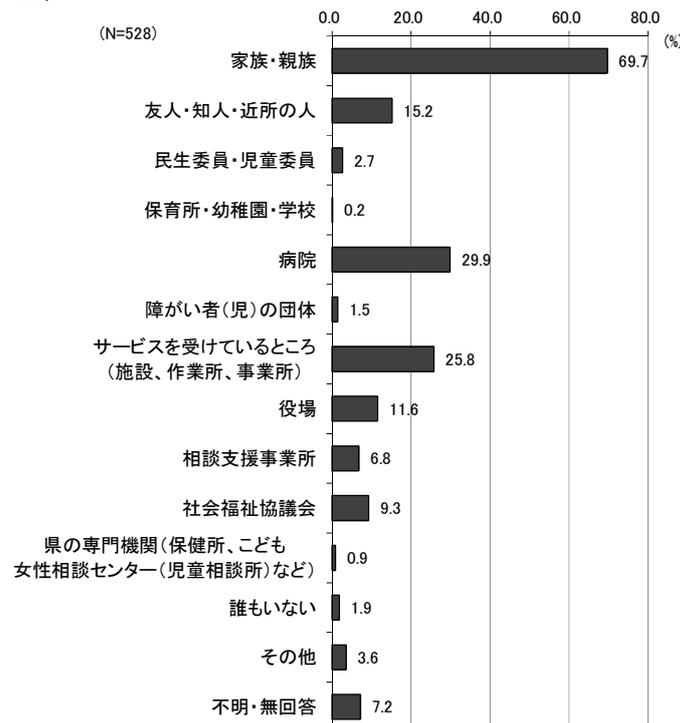
○相談先（18歳未満）についてみると、「役場の窓口（健康づくり課・福祉課）」が65.5%と最も高く、次いで「医療機関（病院・診療所など）」が62.1%、「保育所・幼稚園・学校」が44.8%となっています。

○相談先（18歳以上）についてみると、「家族・親族」が69.7%と最も高く、次いで「病院」が29.9%、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が25.8%となっています。

■相談先（18歳未満）



■相談先（18歳以上）



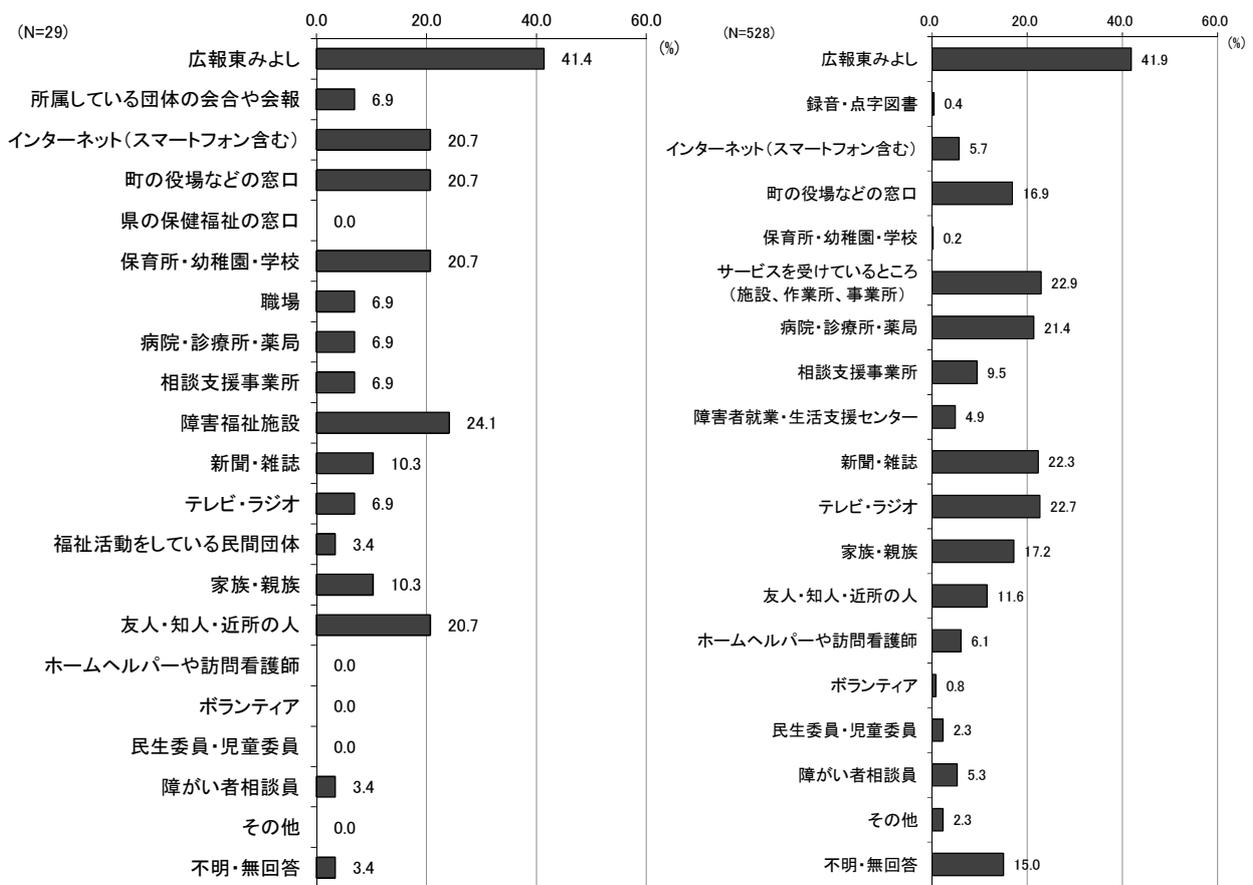
(5) 情報入手先について

○情報入手先（18歳未満）についてみると、「広報東みよし」が41.4%ともっとも高く、次いで「障害福祉施設」が24.1%、「インターネット（スマートフォン含む）」「町の役場などの窓口」「保育所・幼稚園・学校」「友人・知人・近所の人」が20.7%となっています。

○情報入手先（18歳以上）についてみると、「広報東みよし」が41.9%ともっとも高く、次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が22.9%、「テレビ・ラジオ」が22.7%となっています。

■情報入手先（18歳未満）

■情報入手先（18歳以上）

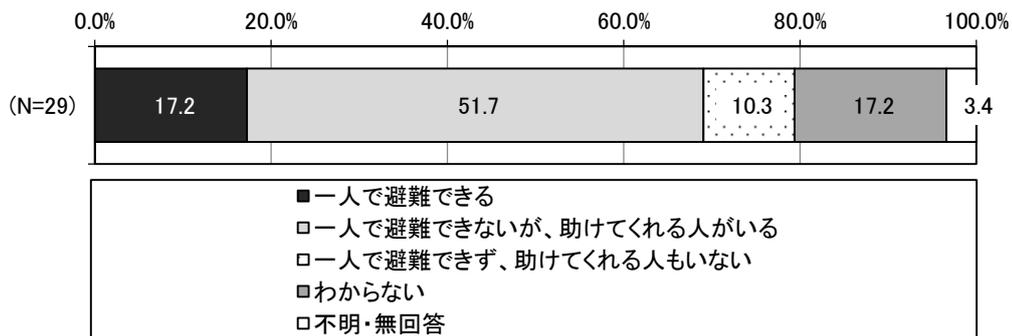


(6) 災害について

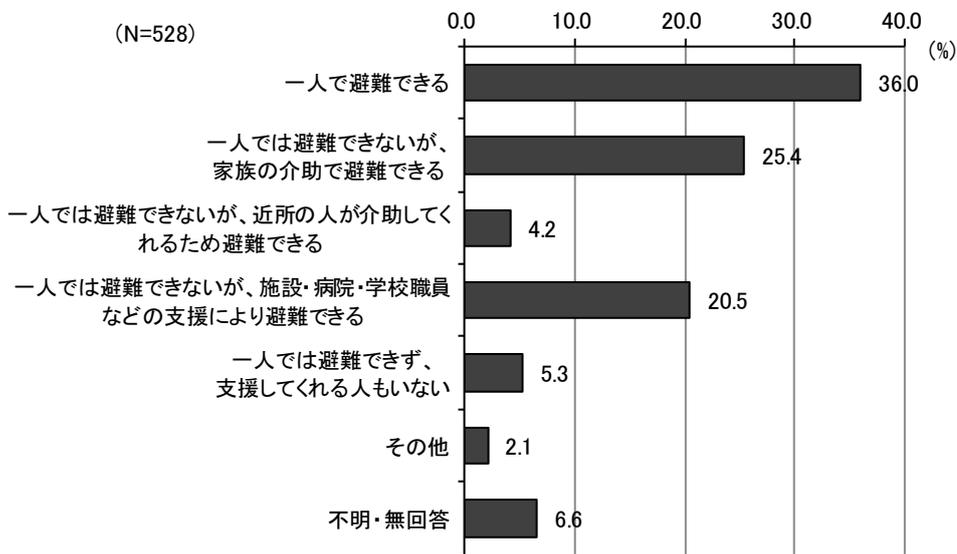
○一人で避難できるかどうか(18歳未満)についてみると、「一人で避難できないが、助け
てくれる人がいる」が51.7%と最も高く、次いで「一人で避難できる」「わからない」
が17.2%、「一人で避難できず、助けしてくれる人もいない」が10.3%となっています。

○一人で避難できるかどうか(18歳以上)についてみると、「一人で避難できる」が36.0%
と最も高く、次いで「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」が25.4%、
「一人では避難できないが、施設・病院・学校職員などの支援により避難できる」が20.5%
となっています。

■一人で避難できるかどうか(18歳未満)



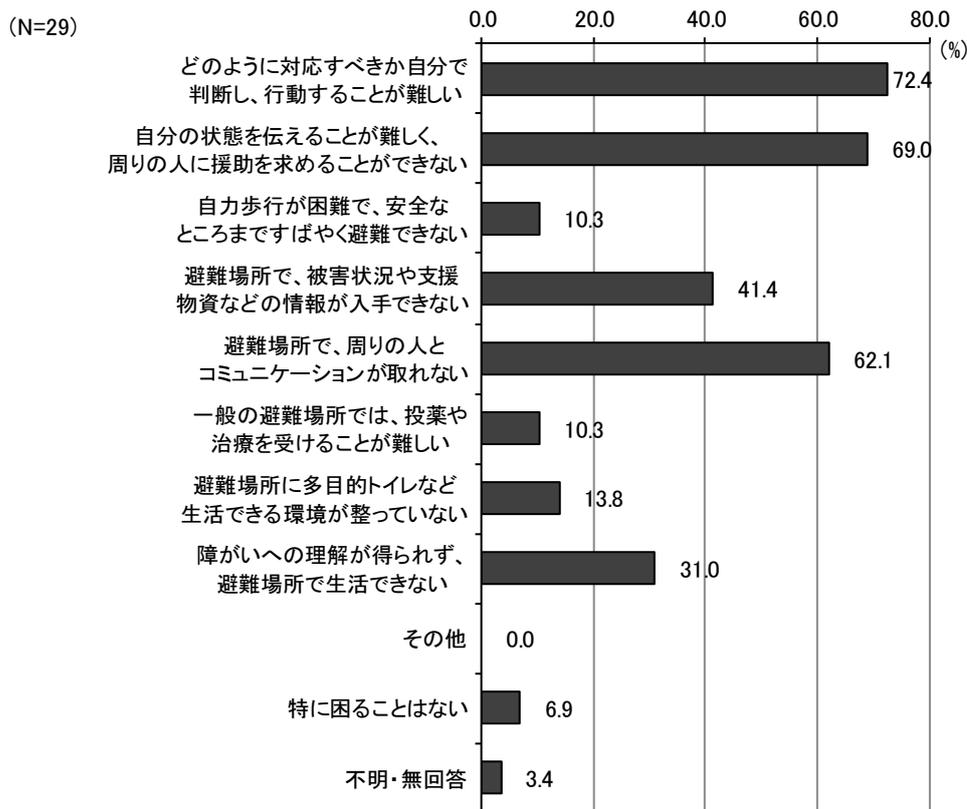
■一人で避難できるかどうか(18歳以上)



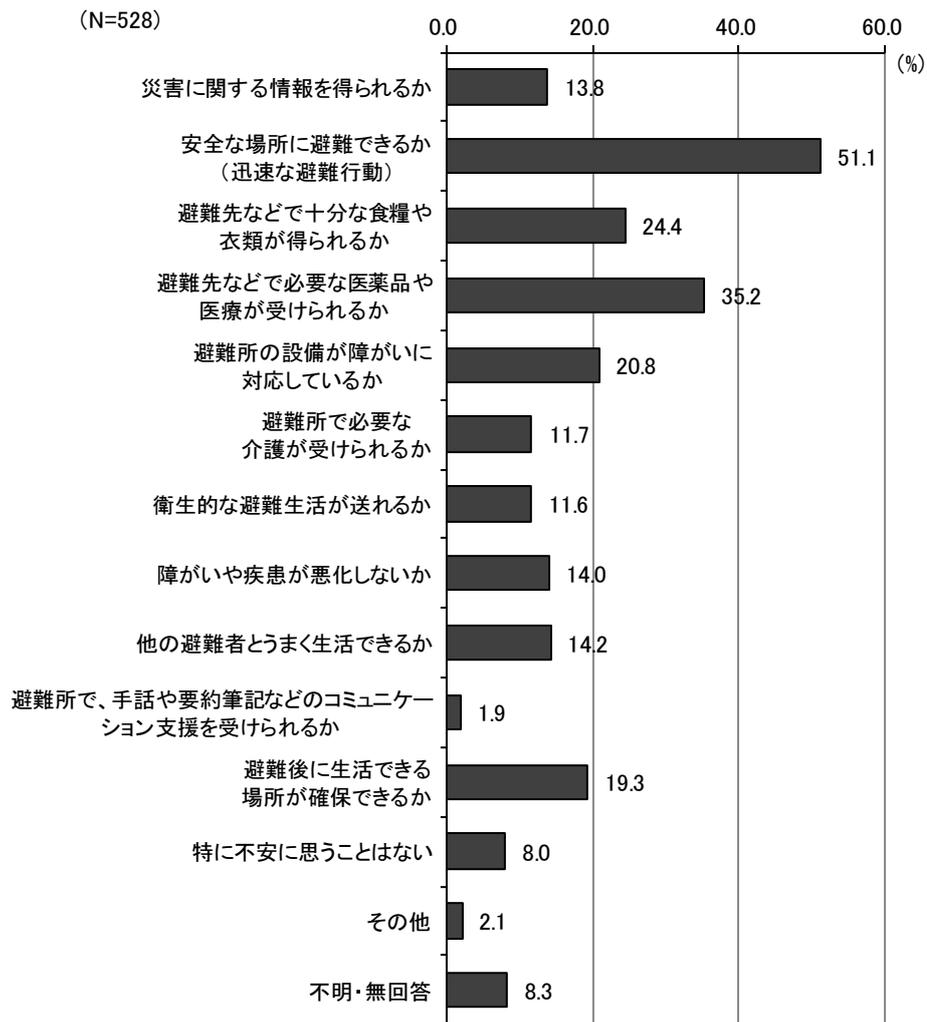
○災害時に困ること(18歳未満)についてみると、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」が72.4%ともっとも高く、次いで「自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」が69.0%、「避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない」が62.1%となっています。

○災害時に不安なこと(18歳以上)についてみると、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」が51.1%ともっとも高く、次いで「避難先などで必要な医薬品や医療が受けられるか」が35.2%、「避難先などで十分な食糧や衣類が得られるか」が24.4%となっています。

■災害時に困ること(18歳未満)



■災害時に不安なこと（18歳以上）



第3節 事業所調査からみえる障がい者のニーズ

1 事業所調査概要

(1) 対象

本町の障がい福祉関係事業所

	団体・事業所名		団体・事業所名
1	株式会社藤嶋建設	8	障害者支援施設箸蔵山荘
2	有限会社エヴィアン	9	社会福祉法人池田博愛会セルフ箸蔵
3	有限会社優心	10	株式会社武市
4	池田学園	11	社会福祉法人三好やまなみ会
5	一般社団法人ひまわりの会	12	障害者生活支援センターはくあい
6	東みよし町社会福祉協議会	13	特定医療法人恵済会
7	グループホームはくあい	14	株式会社ドレミ

(2) 調査日程

事業所アンケート調査：平成 29（2017）年 9 月

事業所ヒアリング調査：平成 29（2017）年 11 月 7 日

2 事業所アンケート調査結果の概要

①今後<平成 30（2018）年 4 月以降>新たに実施を予定しているサービス	件数
・訪問入浴サービス事業 <提供開始時期：平成 31（2019）年 4 月予定／予定定員数：未定>	1 件
・共生型サービス <提供開始時期：検討中／予定定員数：5 人>	1 件
・共同生活援助（グループホーム） <提供開始時期：平成 30（2018）年 1 月予定／予定定員数：8 人>	1 件

②円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じること	件数
・職員の確保が難しい	11件
・事務作業量が多い	5件
・職員の資質向上を図ることが難しい	5件
・利用者や家族のサービス利用に対する理解が進んでいない	5件
・利用者の確保が難しい	3件
・老朽化への対応やバリアフリー化等施設・設備の改善が難しい	3件
・障がい者関連の制度改正等、必要な情報の入手に支障がある	3件
・労働条件の改善が難しい	3件
・特に問題を感じることはない	1件
・町等行政と連携をとることが難しい	1件

③町全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援。また、それらのサービスや支援が足りていない原因	
不足しているサービス・支援	原因
・外出支援	・もっと買い物等外出したいが、現状ではなかなか難しいとの利用者の声がある。
・重度訪問介護、重度障害者等包括支援	・対応できるスタッフが少なく、事業所が雇用できない。また、痰吸引や経管栄養等、医療サービスに近い技術向上の講習会の開催が近くでないため、スタッフを参加させられない。
・在宅でガイドヘルパー的なサービスが不足している ・移動支援サービスの使い勝手が悪い	・在宅 GH の利用者の外出時の支援が都市部と比べると少ないと感じる。また、田舎で交通機関が少ないため、外出に自家用車がない方は不便。町のバスも走っているが、やはり本数は少ないと思う。
・B 型事業終了後に利用できるサービス	・児童の場合も成人してからも早朝・夕方の時間を家族が付き添っている。そのため、特に女性の家族が仕事に就けないと相談があった。両親そろって働いている場合、B 型事業終了後（16 時）利用できるサービスがないため、やむを得ず生活介護を利用するという話もある。
・障がい者に対する理解が少ない	・町の雰囲気が悪い（閉鎖的だと思う）。
・移送サービス、介護タクシー、医療機関への送迎サービス	・ニーズに対応できる職員の確保が困難なため。

④障がい児・者に対する福祉サービスについての課題や希望すること
・外出したくても支援がないとできない人の支援。
・必要とされているサービス量を提供できるだけの地域での提供できる事業所やスタッフを確保、育成する必要があると思う。
・福祉、教育、医療との連携強化。特に教育との強化や定期的な情報交換。
・サポートファイル等をつくり、必ず本人の情報が共有できる仕組みをつくってほしい。
・学校卒業し、措置終了後より、成人（20歳）の障害年金取得までの2年間の収入確保に困っている。家庭が山間部にあり、通うのが難しい場合、グループホームを利用するにも家賃が必要等。
・一般就労に向けて支援しているが、就労先が少なく課題である。
・基本的な生活習慣（入浴・金銭管理・服薬管理・健康管理・対人コミュニケーション・掃除、家事等の日常生活スキル等）に課題のある方を支援するサービスを提供できる社会資源の創設。
・町営住宅の空き室等をグループホームとして活用 （金銭的な不安軽減・地域移行促進等）。
・町営住宅への障がい者単身での入居 （共同生活はできないが、支援があれば生活できる）。
・ひきこもり相談支援事業窓口の充実。
・行政・医療・教育・福祉の連携した支援の充実。
・障がい者本人及び家族に対する相談支援の充実。

⑤地域包括ケアによる地域の連携強化についての課題や希望すること
・金銭管理ができない人の支援。
・災害時（特に地震）定期の薬や医療機器等がどのように受け取れるか心配である。
・現在訪問している方々、ほとんどの方（例外あり）が地域の方とのかかわりがないように思われる。そのため、何か支障が起きたときトラブルに発展されることもあるのではないかと心配する点がある。
・成年後見の促進。
・ホームヘルプやガイドヘルプの利用拡大（様々なサービスを利用し、誰かとつながる体制をつくる）。
・親の高齢化や病気を抱えている障がいのある方が、地域包括ケアを利用される場合、障がい者支援に関しての情報を伝えるのが難しいこと。
・親なき後の支援体制を考える場（検討会のようなものからでも）。
・障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を協議・連携できる仕組みづくり。
・緊急時に安心・安全に生活できる場の確保（ショートステイをする場所等）。

⑥障がいのある人の社会参加についての課題や希望すること
<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手段の確保が難しく退職せざるを得ないという現状があるということを知った。そういう人がたくさんいると思うので、通勤手段を考えてあげる必要があると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への求人を募集している会社の方は、障がいのある人への知識の有無やこんな障がいのある人を雇用したことがあるなどの事例。会社内の設備（洋式トイレ、スロープ等）を公開していただくと、障がいのある方の働く意欲や求人に応募する意欲が増進すると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業所の場の充実を図る。ガイドヘルパーや移動手段の確保。
<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の場が身近になく、支援学校・施設での訓練が中心となっているが、就業センター的なものが県西部にもあればと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのため、支援が必要な度合に差があり、就労技術を身に付けるためには、繰り返しや指導・説明が必要な場合が多く、企業の側にも努力をお願いしていかなければならないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・売れるものづくりや販路拡大等の情報について、商工団体等との協議の場をつくること。 ・「東みよし町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を活用してくれていると感じる。今後も障がいをもつ方への施設外就労の場の提供やイベントの記念品等の発注を積極的にお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の特性を理解した職場づくり。 ・障がい者を受け入れてくれる企業の開拓。
<ul style="list-style-type: none"> ・役場が中心となって取りまとめ、障がい者の職場体験・実習等に関する情報を掲載したり、職業の紹介を行う。

⑦障がいや障がいのある人に対する差別解消や理解促進についての課題や希望すること
<ul style="list-style-type: none"> ・作業所の利用者と地域の方が交流できる場を設けたいが、なかなか難しい（費用や時間等）。
<ul style="list-style-type: none"> ・重度の方でも生活できる住まい（グループホーム等）が必要でないかと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の利用についての時刻表・行き先表の理解がとても難しいこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への理解啓発ができるような研修企画（固いものではなく、参加しやすいようなもの）。
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催。 ・地域住民や企業等に向けての啓発活動。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等で障がい者への配慮等について協力を得る。 ・スポーツ大会等、障がい者に接することができるイベント交流の促進。

3 事業所ヒアリング調査結果の概要

①障がいのある人の地域移行を進めるにあたって、課題（障壁）となっているもの、優先的に取り組むべきこと

【地域移行制度の周知】

- スタッフや入院患者へ情報提供、制度についての周知が不足している。
- 地域移行支援事業の制度が知られていないので、使いやすい制度へ変えていかないといけない。
- 広報ができていないため、サービスの利用が遅れ、支援が困難になるケースもある。
- 地域で生活していくために、どういう制度やサービスがあるのか分からない。本人や家族にも分かりやすいパンフレット等もあればいいと思う。

【地域理解の促進】

- 障がい特性についてどう対応すべきかを地域の人に理解してもらう。
- 受け入れてくれる周りの理解が進んでいくと、共生社会がもっと加速していくのでは。
- 地域に出て行くとなれば、周りの理解は必要。地域に出たからゴールしたというのではなく、そこからスタートなので、支える体制をどう構築していくかが重要。特に成年後見等の制度も進めていくことも重要だと思う。
- 地域移行ができて、支援体制に課題も残るので、定着するかどうかは分からない。
- 退院時に、親族関係等が希薄な人が多く、地域の中で支えていくのが難しい人もいる。障がいに関して、周りの方にどこまで伝えればいいのか悩むことがある。

【連携体制について】

- 福祉・医療・教育の連携が大切だと思う。他機関を含めた連携を再度考えたらどうか。

【生活環境】

- 地域は施設と違って「安心・安全」が足りないと保護者は思っている。ハード面、ソフト面、医療面、いずれも現状は貧弱だと思う。

②事業所や当事者団体の人材確保・サービスの質の向上に向けた取組状況について

【人材の確保】

- 人材の確保が容易な業界ではない。研修体制や外部研修に積極的に参加することにより、モチベーションの向上を図りつつ、サービスの向上に努めている。
- 児童施設は特に専門性が求められるため、有資格者の採用を心がけている。スタート段階での有資格にこだわって人材確保に努めたい。
- サービス提供するためのスタッフの専門資格が必要。加えて福祉にかかわる国家資格も必要なので、人材確保がとても困難である。
- 人材確保のためには、町を出た若者が戻ってこられるようにしないといけない。

②事業所や当事者団体の人材確保・サービスの質の向上に向けた取組状況について（続き）

【人材の確保（続き）】

- 学生たちに福祉業界をアピールできる機会があってもいいのかなと思う。東みよし町に帰って来てもらえるような施策を考えたい。
- 高齢者や身体障がい者に比べて、精神障がい者や知的障がい者はコミュニケーションをとるのが難しいため、精神障がいや知的障がいに対する理解が深まれば、人材の確保もできてくると思う。
- 育ってきたころに辞めてしまう。法人の理念や、目標を研修等で理解してもらい、長く勤めていけるような取組をしていかないといけない。

【質の向上】

- 他施設のいいところを見学している。例えば、高齢化にあわせて、介護施設の見学や実習、資格取得に向けた勉強会等も行っている。
- サービスの質の向上に向けた取組としては、独自のサービスを考えていきたい。特色を出すようにしていきたい。
- 福祉経験のない人が働き始めることが多く、病気や制度等を知らないことが多い。そのため事例検討会を開催し、研修等を行い、職員の意識を向上させている。

【他機関との連携】

- 連携を強化することで見識を深めるということも重要なことだと思う。

③障がい児へ支援における現在の課題・ニーズについて

【ニーズの把握】

- 家庭的な問題を抱えている子どもの入所も多いため、埋もれている問題を早く把握しておくことが必要になる。家族支援に特化して支援することも大切である。

【早期療育のための支援】

- 保育所等訪問事業についても、まだ認知度が低く、うまく機能できていないところもある。早期の制度利用が進み、地域の中で子どもたちが生活していけるようになればいいと思う。
- 保護者の中にはサービスの利用に抵抗を感じている人も多く、なかなかサービスの利用につながっていない。小さい頃から早期の療育を行い、早く地域へ戻してあげることが一番に考えているのだが、なかなか保護者の理解が得られていない。
- 小さい頃からのしつけ等、段階的に教わっていくことが就労につながっていく。早期からの段階的な支援が必要。

【他機関との連携】

- 福祉に限らず、教育、医療とのかかわりが大事である。

第3章

計画の基本的な考え方



町の木 クス（加茂の大クス）

第1節 基本理念

本計画においては、障害者総合支援法の理念を踏まえた第4期障がい福祉計画の基本理念を踏襲し、障がい者施策及び障がい福祉のさらなる充実を図ります。

**障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有し、
一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるまち
東みよし町**

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人も、ともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながります。

本町はすべての障がいのある人が十分情報提供を受け、必要な支援やサービスを利用しながら、自分らしく自立して暮らせるまちをめざします。

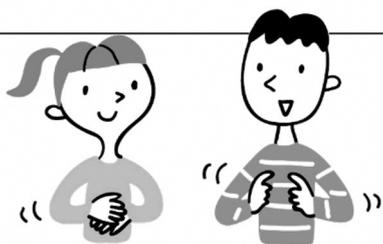


第2節 基本的視点

本町では、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、以下の3つの視点に立って本計画を推進します。

視点1 お互いの理解を促進する共生社会づくり

障がいや障がいのある人への偏見・差別を解消し、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざします。



視点2 障がいのある人の自主性を尊重し、社会参加を進める地域づくり

障がいのある人の多様な生き方や働き方が尊重され、一人ひとりが自分らしく自立して暮らすことができ、積極的に社会に参加できる地域づくりをめざします。



視点3 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障がいの状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備やサービス提供が行える支援体制づくりを進めます。



第3節 基本目標

基本理念で掲げたとおり、すべての人が互いに尊重し合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、以下の6つを基本目標とします。

基本目標1 障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人もない人も、ともに平等に生活し活動できるノーマライゼーション社会の実現のためには、ノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障がい者に対する差別や偏見を取り除く「心のバリアフリー」が大切です。そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発・広報活動の充実、子どもの頃からその発達の段階に応じた福祉教育、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成等の充実を図ります。

また、障がいのある人の生活をより豊かにするために、交流及び社会参加を支援するとともに、障がい者に対する虐待の防止や差別の解消に関する施策を促進します。

基本目標2 保健・医療体制の充実

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がい等の早期発見及び継続的な支援を充実していきます。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する住民の理解を一層深めるとともに、医療機関や精神障がい者社会復帰施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

基本目標3 生活支援の充実

障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、障がい福祉サービスの充実に努めます。

基本目標 4 教育・療育環境の充実

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすためには、医療・福祉・雇用等各分野との連携のもと、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じたきめ細かな教育や療育を、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に行うことが重要です。

このため、学齢期においては、障がいのある児童生徒それぞれのニーズに対応した教育の充実を図り、自立を支援するとともに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できる環境づくりを推進します。

基本目標 5 雇用・就労の推進

障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、事業主や住民に対し、広く啓発を行います。また、障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者自身の就業能力を開発するとともに、各種の助成を進めます。

あわせて、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援・生活支援の充実を図ります。

基本目標 6 安心・安全なまちづくりの推進

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、障がいのある人が社会の一員としての生活を可能にする環境の整備が図られなければなりません。

障がい者に限らず、誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路等のハード面の整備にとどまらず、地域の人々の理解やサポートが極めて大切なことから、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを今後も推進します。

また、災害の発生に備え、障がい者や高齢者等、避難の際に支援を必要とする人を対象とした避難誘導體制等の支援制度の充実を図ります。

住民の理解促進のために

本町では、平成 24（2012）年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行に合わせ、平成 25（2013）年度に、障がい者の虐待防止啓発パンフレットを作成しました。

障害者虐待防止法により、すべての人に虐待を発見したときには通報することが義務付けられたことや、虐待の種類、相談・通報先等を掲載し、住民への周知・啓発を図ってきました。

平成 28（2016）年度には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されたことを踏まえ、障がいや障がいのある人へのさらなる理解促進のため、住民への一層の啓発に努めます。



■障がい者虐待防止の啓発パンフレット



第4章

障がい者基本計画



町の花 サルビア

第1節 施策の体系

施策の柱	施策
基本目標 1 障がいに対する理解や 配慮の促進	(1) 啓発活動・福祉教育の推進 (2) 差別解消及び虐待防止の推進 (3) 社会参加・交流機会の拡大
基本目標 2 保健・医療体制の充実	(1) 障がいの早期発見体制の整備 (2) 保健・医療体制の整備 (3) 精神保健福祉対策の充実徹底 (4) ひきこもり対策の充実
基本目標 3 生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 居住環境等の整備・改善 (4) 各種制度の活用
基本目標 4 教育・療育環境の充実	(1) 障がいのある子どもへの保育・教育の充実 (2) 発達・療育支援環境の充実
基本目標 5 雇用・就労の推進	(1) 多様な就労への支援 (2) 雇用・就労の促進
基本目標 6 安全・安心なまちづくりの 推進	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防災・防犯体制の充実 (3) コミュニケーション手段の確保と情報利用円滑化

第2節 施策の展開

基本目標 1 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 啓発活動・福祉教育の推進

- 広報紙やホームページによる情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。
- 障がいのある人に対する差別禁止の観点から、社会的障壁の除去について配慮されるべきことや、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、子どもから大人まで、すべての住民に向けた啓発活動や人権教育等を推進します。
- 基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現をめざし、ともに豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるために、小・中学校等における福祉教育の充実を図ります。

施策・事業	施策の概要
① 広報等による障がい者施策に関する効果的な情報提供	○住民がわかりやすく、親しみやすい「広報紙」づくりを通じた「障がい」や「障がいのある人」に関する住民各層への啓発 ○町のホームページ（インターネット）を活用した障がい者福祉に関する情報提供や住民に対する啓発
② 啓発資料の収集・作成	○「障がい」や「障がい者問題」に関する啓発資料の収集と作成
③ 「障害者週間」等の啓発活動の推進	○「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）等を通じた人権教育、啓発活動の推進
④ 障がい者関係団体による啓発活動の推進	○障がい者関係団体による主体的な住民への啓発活動の促進
⑤ 学校等における福祉教育の推進	○学校や幼稚園・保育所等における福祉教育の推進 ○学校職員等に対する福祉意識啓発機会の充実
⑥ 生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	○生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会の充実 ○人権啓発事業の充実 ○障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及
⑦ 学校における人権教育の推進	○自らが考え、実践できる基本的人権の尊重を基盤とした児童生徒の育成をめざす人権教育の推進

(2) 差別解消及び虐待防止の推進

- 障害者差別解消法の理念や県の条例の浸透を図るとともに、合理的配慮についての事例周知を進め、住民の合理的配慮の実践を促進します。
- 東みよし町虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。
- 障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携強化を進め、障がいのある人の権利擁護対策を充実します。
- 障がい者への差別に係る相談窓口を設置するとともに、相談情報を共有することによる紛争の防止や解決の後押しをする組織として、広域において協議会を設置します。

施策・事業	施策の概要
①虐待防止等人権に関する啓発の推進	○障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取組に関する啓発
②虐待等への的確な対応のための体制整備	○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立
③地域福祉権利擁護事業の推進	○知的障がい等判断能力が十分でない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う地域福祉権利擁護事業の推進
④権利擁護体制の確立	○障害者総合支援法に基づく本町が主体となった「地域生活支援事業」の中の「成年後見制度利用支援事業」の実施



(3) 社会参加・交流機会の拡大

- 障がいのある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の興味やライフスタイルに応じて、学習、スポーツ、文化・芸術等を行える環境を整備します。
- 当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取組を充実します。
- 障がい者福祉施設と地元住民の日常的な交流機会を推進し、障がいのある人への理解促進を図ります。
- 障がい者が参加できる機会を増やすだけでなく、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を促進するイベント等のプログラムの実施を支援します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業、及び自動車運転免許取得・改造助成事業の推進
②障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供 ○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の実施 ○健康の保持や障がいの有無を問わず交流を広げることができるよう、障がいのある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツ等の生涯スポーツの振興
③生涯学習機会の充実	○障がいのある人の社会参加を促すための生涯学習機会の充実
④障がいのある人への芸術・文化活動の提供	○障がいのある人に対して、町内の文化活動団体等の紹介や活動の普及 ○芸術・文化活動に関する情報提供の充実
⑤障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	○障がい福祉に関する資料の収集と提供 ○障がいに配慮した図書収集と対面朗読の推進
⑥障がいのある人の生きがい活動をサポートするボランティアの育成	○障がいのある人の講演会、観劇、音楽会、公民館活動等様々な文化活動への参加が広がるようサポートするボランティアの育成
⑦ボランティア活動を通じた地域住民との交流	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として「自発的活動支援事業」の実施

基本目標 2 保健・医療体制の充実

(1) 障がいの早期発見体制の整備

- 障がいの早期発見と早期対応のため、新生児や乳幼児への健康診査を行うとともに、保育所・幼稚園・児童クラブ等の子どもの成長を見守る施設における支援機能を強化し、医療機関とも連携しながら早期対応を図ります。
- 育児に悩む保護者の相談に対応するとともに、子どもの特性を保護者自身が理解し、子どもにあった育児を行うことができるよう、主に3歳児健康診査後に、育児相談・発達相談・発達検査につなげる取組を今後も推進します。
- 今後も、住み慣れた地域で、健康に暮らし続けられるよう、健康づくりについての普及啓発や、相談対応等の充実を図るとともに、中途障がいの原因となっている生活習慣病の重症化の予防や成人・高齢者保健対策においても一次予防に重点をおいた取組を進めます。

施策・事業	施策の概要
①妊産婦健診や母子保健事業の充実	○妊産婦と胎児の健康のための妊婦健診や健康相談、訪問指導の推進 ○乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、健康診査を通じての障がいの発見、保健指導の充実
②生活習慣病の予防強化	○障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果に基づく予防活動の充実 ○特定健康診査実施計画の推進による生活習慣病の予防強化
③家庭訪問による保健指導の充実	○障がいのために日常生活等に困難を感じている精神障がい者や重度身体障がい者に対する家庭訪問等による保健指導の充実



(2) 保健・医療体制の整備

- 障がいのある人が相談から治療、訓練に至るまで一貫した保健・医療・福祉サービスが受けられるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。
- 健康保持と経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知を図ります。
- 地域にある様々な医療機関との連携を図り、医療と福祉や教育等の施策について総合的に支援します。

施策・事業	施策の概要
①在宅の難病患者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅での療養生活を続ける難病患者等の生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付の継続 ○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導等のきめ細かな支援体制の整備
②健康の保持・増進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「特定健康診査等実施計画」に基づく生活習慣病予防の強化（40歳以上） ○30歳代の健康診査の実施 ○各種検診の受診拡大と要指導者の事後指導の充実 ○脳血管疾患・心疾患・腎疾患の早期発見、重症化予防 ○訪問指導の充実 ○高齢障がい者に対する地域支援事業（介護保険制度）を通じた介護予防の推進
③障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の充実 ○障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発
④医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給
⑤在宅医療生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービス等の支援関係機関や福祉の連携強化 ○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化
⑥リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実

(3) 精神保健福祉対策の充実徹底

- 心の健康づくりを支援するとともに、心の不調に気づき、早期相談・早期治療を支援します。
- 精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する住民の関心と理解を深めるため、講演会や広報紙等で正しい知識の普及を図ります。
- 精神障がいのある本人等に対して、社会参加を促進し、地域の中で安心して生活ができるよう積極的に支援します。
- 精神障がいのある人の家族等に対して、精神科疾患に関する知識や社会資源の活用等について学習する機会を設けます。

施策・事業	施策の概要
①相談事業の充実	○精神保健相談「こころの相談」をはじめとする、住民に対する心の健康の保持・増進のための相談を充実 ○思春期や壮年期等、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業の推進
②ピアサポーターの養成・充実	○地域で生活している精神障がい者をピアサポーターとして養成し、保健所や事業所、精神科病院等の相談会へ派遣
③関係者による協議の場の設置	○精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場を、精神部会を活用して設置
④普及・啓発	○精神障がいのある本人や家族が、安心して生活ができるよう、偏見や差別をなくすための普及・啓発の推進



(4) ひきこもり対策の充実

○本人が心の健康を取り戻し、地域社会の中で新たな自分のあり方を見つけていけるよう支援します。

○自宅以外に安心できる自分の居場所を見つけ、人との交流の場を見つけ、学ぶ場や働く場、社会に貢献する場を見つけていけるよう支援します。同時に、家族自身も自らが望む生活を実現していけるよう支援します。

施策・事業	施策の概要
①相談事業の充実	○平成 28（2016）年度から実施している相談支援事業を充実するとともに、相談窓口の周知を図ることで、相談者の増加を促進
②ひきこもりサポーター派遣事業の創設	○ひきこもりサポーター派遣事業の創設により、家庭訪問やメールでの連絡等、新たなサポート体制を整備し、本人や家族への支援を充実
③居場所の確保	○地域にある空き教室や空き店舗等を利用して、ひきこもり状態にある人の居場所を確保
④家族への支援	○家族教室等を実施し、本人への対応の仕方を学習してもらうとともに、家族同士の交流を図ることで自分自身の生活を見直し、穏やかな生活が送れるよう支援
⑤理解促進のための環境整備	○民生委員・児童委員やボランティア等の関係者に対して研修会等を実施することで、地域の中での理解者を増やし、本人や家族が偏見等で傷つくことなく生活できるよう、地域全体の環境整備を推進



基本目標 3 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人の自己決定を尊重し、地域で生活する障がいのある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要であるため、各相談機関の役割分担を明確にし、相談しやすく連携のとれた相談支援体制の構築を図ります。
- 障がいのある子どもに対する療育・保育・教育は、子ども一人ひとりの特性や発達に応じたものとし、それぞれの移行において谷間をつくらないように、引き継ぎや連携を進めながら、一貫した相談支援体制を強化します。
- 難病患者は、平成 25 年に施行された障害者総合支援法で、障害者手帳等を取得できない場合でも障がい福祉サービスを受けられるようになったことから、一層の周知説明を行い、円滑にサービスが受けられるように努めます。
- 相談員との連携を強化し、障がいのある人（難病患者を含む）が安心して生活できるよう、一貫したサービスの提供に努めます。

施策・事業	施策の概要
①ワンストップサービスと総合的な相談ネットワークの構築	○多岐にわたる障がい者の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、ワンストップサービスをめざした関係各課の連携体制の確保 ○社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所等多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくり
②障害者総合支援法に基づく相談支援事業の推進	○障害者総合支援法に基づく、本町が実施主体となった地域生活支援事業の中の「相談支援事業」について、障がい者の利用ニーズ等を踏まえた事業の実施
③身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動の充実	○障がいのある人（難病患者を含む）やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員による相談活動の充実
④民生委員・児童委員の相談活動の充実	○障がいのある人等援助を必要とする人に対する相談・指導・助言等個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実
⑤就学・教育相談体制の充実	○保健・福祉、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化

(2) 障がい福祉サービスの充実

- 支援が必要な人が、その人にとって必要なサービスに円滑に結びつくよう、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、状況に応じて事業所の整備を促進し、障がいのある人や難病患者、またその家族に対する情報提供と利用に向けた支援を行います。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、障がい福祉サービスのみならず、介護保険事業や高齢者福祉事業との連携を図り、複数の支援やサービスを受けるなど、利用者本位の環境づくりに努めます。
- 障がいのある人やその家族の心身の負担軽減、家庭や地域での孤立を防止するため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用促進を図ります。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	○障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」の障がい程度区分に応じたサービスの提供
②障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	○障害者総合支援法により本町が実施主体となった「地域生活支援事業」について障がいのある人の利用ニーズ等を踏まえた事業実施 ※「相談支援事業」「意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記等）」「日常生活用具給付・貸与事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」及びその他任意事業
③障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	○障害者総合支援法に基づく日中活動の場を確保するため、事業者等によるサービスの提供
④日中一時の支援	○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の「日中一時支援事業」の実施

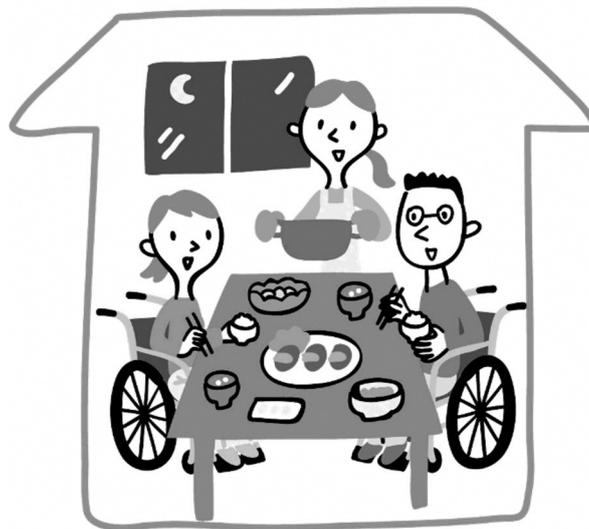


(3) 居住環境等の整備・改善

○障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、高齢者のみならず、障がいのある人も含めた対象の拡大をめざします。

○地域生活への移行が進められる中、障がいのある方の自立した生活が可能となるよう、今後も計画的に共同生活援助（グループホーム）の整備を支援します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、福祉ホーム等障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保
②一般住宅の確保の支援	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として、「住宅入居等支援事業（住居サポート事業）」の実施の検討 ○町営住宅への障がいのある世帯の優先入居等、本町の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保
③住宅改造の支援	○障がいのある人が暮らしやすいよう住宅改造にあたっての相談の充実、費用負担への支援



(4) 各種制度の活用

- 障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等について、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。
- 生活に困窮する障がいのある人や家族に対し、生活保護に至るまでの段階で相談を受け、就労支援を行います。また、本人の希望や状況にあわせて、生活困窮者自立支援法による就労支援準備事業や生活保護法による被保護者就労支援事業の利用につなげます。
- 障がいのある人が日常生活を送るうえで、ボランティアによる手助けや地域の見守り等、公的なサービス以外の部分での支援が重要であり、本町との連携のもと、障がい者関係団体に対し適切な支援を進めます。

施策・事業	施策の概要
①発達障がいのある人への総合的な生活支援	○発達障害者支援法を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策の実施
②ボランティアの育成	○ボランティアに関する相談や研修機会の充実等ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実の促進 ○今後、特に支援が求められる知的障がいや精神障がいのある人の支援のためのボランティアの育成・支援
③ボランティア・NPO 活動に関する情報提供の充実	○町や社会福祉協議会の広報等多様な媒体を活用したボランティア活動に関する住民への情報提供の充実 ○ボランティア相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進
④住民各層のボランティア活動への参加促進	○住民各層のボランティア活動への参加を図るためのボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実 ○各種ボランティア講座の受講者のボランティア人材バンクによる登録や活動への参加、自主的な活動の立ち上げ等の支援
⑤地域の様々な社会資源の有効活用	○町内各地域の様々な公共施設や空き店舗・空き施設等、障がいのある人やボランティア活動拠点としての社会資源の有効活用 ○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する住民の活用等、福祉人材の確保
⑥各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、JR 旅客・バス・航空運賃、タクシー料金、有料道路料金、NHK 放送受信料、携帯電話基本使用料等の各種割引・減免制度の周知・普及
⑦生活福祉資金貸付の推進	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に属する世帯への生活福祉資金の貸付け

基本目標 4 教育・療育環境の充実

(1) 障がいのある子どもへの保育・教育の充実

- 保育所・児童クラブ等では、今後も障がい児の受入を継続し、障がい児に対応できる保育士の確保に努めます。また、障がいのある児童とない児童がともに生活する統合保育を行い、お互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育の充実に努めます。
- 子どもが学校生活において、自分らしさや良さが発揮できるよう一人ひとりの障がいや特性に応じた指導・支援及び環境の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの施策を考えていく中で、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、重層的な支援につながるよう、ライフステージを通じた情報の共有化を検討します。
- 卒業後、障がいの特性に応じた地域生活、就労等への円滑な移行を推進するため、特別支援学校中学部、高等部等での進路決定過程の早い段階において、福祉、就労等関係機関の協力を得る支援体制の充実に努めます。
- 保育・教育にかかわるすべての人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行える体制を整備します。

施策・事業	施策の概要
①放課後等デイサービスの充実	○障害者総合支援法に基づく「放課後等デイサービス」として、心身に障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な指導
②保育所・児童クラブ等における障がいのある子どもの受入体制の充実	○保育所や児童クラブを中心とした、障がいのある子どもの状態に応じた受入体制の充実
③障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	○特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮
④特別支援教育の推進	○通常の学校に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援
⑤学校教育における障がい者理解の推進	○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもの連帯感を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため養護学校等の児童生徒との交流教育の推進 ○副読本の活用やボランティア体験等、学校教育における障がい者問題に関する学習機会の充実
⑥「障がい」に関する関係職員研修の充実	○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるために関係職員に対する研修の充実

(2) 発達・療育支援環境の充実

○障がいのある子ども及びその家族に対する専門的療育や相談を、地域の中で総合的に展開できるよう、専門相談機関の相談体制や療育体制の整備・充実を図ります。

○医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障がい児のための療育の場について、広域を含め、医療機関と調整を図りながら検討します。

施策・事業	施策の概要
①早期療育体制の充実	○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応 ○障がいの早期発見のための保健、福祉、学校等の連携強化



基本目標 5 雇用・就労の推進

(1) 多様な就労への支援

- 障がいのある人が意欲と能力に応じて働けるという観点に立って、一般就労に向けた支援を行う事業所や、就労が困難な人が日中活動や社会参加を行える、多様な就労の場の確保に努めます。
- 一般就労が困難な障がい者に対して、福祉的就労の機会の提供に努めます。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）に基づき、可能な限り障がい者就労施設等からの物品の調達に努めるとともに、生産された製品の紹介や販売拠点の設置支援を進めます。

施策・事業	施策の概要
① 公的機関における雇用拡大の推進	○ 役場等の公的機関における障がいのある人の雇用の拡大
② 障がい者雇用を推進する人材の育成・活用	○ 仕事の開拓、就業継続支援の人材として、ジョブコーチ等の就労支援人材の育成と活用
③ 地域活動支援センターの設置	○ 広域を含めた地域活動支援センターの設置の検討



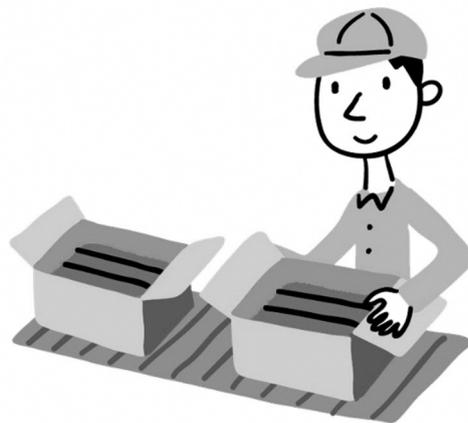
(2) 雇用・就労の促進

○行政、民間ともに障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで、就労を支援するシステムを構築し、就労に向けた支援に努めます。

○就労移行支援事業者や就労定着支援事業者との協力により、障がいのある人の職場定着に向けた支援を推進します。

○町において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用率を下回ることのないよう、引き続き障がいのある人の採用に向けた取組を実施します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	○障害者総合支援法に基づく「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」及び「共同生活援助(グループホーム)」の提供
②障がい者就業支援システムの構築	○「自立支援協議会」において障がいのある人の就労について雇用促進ワーキングを設置し、広い見地から具体的な施策の検討
③障がい者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発の推進	○公共職業安定所や県、産業団体等との連携を図りながら、知的障がいや精神障がいを含めた障がいのある人の雇用拡大のための事業主や従業員への啓発の推進
④就労に関する情報提供等	○就労に関する情報や技術習得機会の提供 ○在宅ワークへの支援

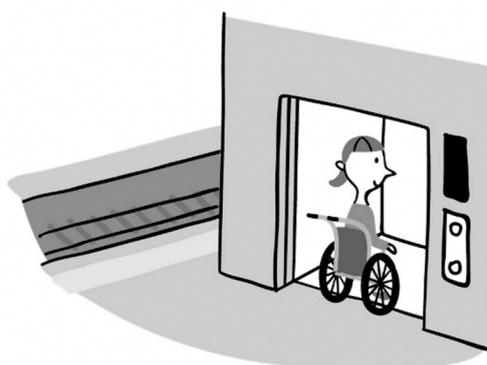


基本目標 6 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

- 住民、民間企業等の理解や協力を得ながら、「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」をめざした「福祉のまちづくり」の整備を進めます。
- 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の拡充を図れるように、活動を展開できる体制づくりを支援します。

施策・事業	施策の概要
①地域福祉計画の策定	○住民の福祉の心を醸成していくとともに、社会福祉協議会を中心に民生委員・児童委員、各種福祉団体等の重層的な活動を計画的に促進するための地域福祉計画の策定
②地域の見守り・支え合い活動の促進	○地域の住民、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会等による福祉活動の充実とネットワーク化
③住民、事業者、ボランティア・NPO等の連携強化	○住民、事業者、ボランティア及び町・社会福祉協議会等の連携、協力による地域福祉活動の推進
④公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公的住宅、公的施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化の推進
⑤安心・安全の道路交通環境や公園の整備	○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備 ○公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障がいのある人が利用しやすいトイレの設置
⑥民間建築物の整備改善の促進	○不特定多数の住民が利用する商業施設や金融機関、病院等の民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進



(2) 防災・防犯体制の充実

- 障がいのある人等、要配慮者への支援を実施するとともに、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制の構築に努めます。
- 災害による被害を最小限に食い止めるため、平常時から、地域住民と連携した防災訓練を実施するとともに、防災講座等を通じて、防災知識の普及啓発を図ります。
- 一般避難所生活において、特に配慮すべき要配慮者のために2次的に開設される「福祉避難所」で要配慮者が安心して生活できるよう、関係機関とともに取り組みます。
- 住民の自主防犯活動を支援するとともに、警察・防犯協会等の関係団体との連携を一層強化し、犯罪の少ない安心・安全なまちづくりを推進します。
- 障がいのある人やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報の提供、啓発活動を行います。

施策・事業	施策の概要
①地域防災計画の推進	○「東みよし町地域防災計画」等に基づく、障がい者を含む避難行動要支援者の把握、予防対策、支援体制の確立、福祉施設等の予防対策、情報伝達・避難誘導・避難経路・避難場所対策、防火対策等の充実、要配慮者対策の啓発・普及
②緊急通報システムの充実	○火災・災害時及び緊急事故発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための避難行動要支援者情報ネットワークの充実強化、平常時の要配慮者情報の共有化
③要配慮者支援体制及び地域防災体制等の確立	○「東みよし町地域防災計画」で規定される「避難行動要支援者支援対策計画」に基づく支援体制、防火・防災体制の確立、防災ボランティアの育成、自治会等地域での支援体制づくり等
④地域防犯体制の確立	○地域における障がいのある人の防犯意識の普及・啓発



(3) コミュニケーション手段の確保と情報利用円滑化

○生活のあらゆる場面で情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、障がいのある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報保障を推進するための環境を整備します。

○障がいのある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、コミュニケーション支援等の充実を図り、社会参加を促進します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく「意思疎通支援事業」の実施	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として「意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記等）」の実施
②情報バリアフリー化の推進	○視覚障がい者を対象としたIT講習の実施 ○インターネット等の情報媒体を気軽に利用できるよう、障がいのある人のパソコン操作等の支援を行う「ITボランティア」の養成
③「声の広報」化の推進	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として「声の広報等発行事業」による視覚障がいのある人に配慮した「広報東みよし」の声の広報化 ○社協だよりの声の広報化による情報提供の充実
④「広報東みよし」等の充実	○障がいのある人にかかわるサービスや制度に関する情報提供の充実 ○行政状況にとどまらず、障がいのある人の生活に役立つ情報提供の実施
⑤町のホームページの充実	○利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫等アクセシビリティの向上を図ったホームページによる情報提供の充実
⑥窓口サービスの充実	○手話通訳のできる人材の育成による、障がいのある人への住民サービスの充実 ○窓口案内に「耳マーク」（耳が不自由であることを表すマーク）を表示し、筆談サービスを実施するなど、それぞれの障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実



第5章

第5期障がい福祉計画



町の木 クス（加茂の大クス）

第1節 第5期計画における成果目標

1 入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数：平成 28（2016）年度末施設入所者の9%以上 ●施設入所者数：平成 28（2016）年度末の2%以上削減 <p>※高齢化・重症化を背景とした目標設定</p>
--------	---

項目	数値	考え方
平成 28（2016）年度末時点の施設入所者	24 人	平成 28（2016）年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	0 人 ----- 0.0%	実情に即し、地域生活移行者数は 0 人と設定
平成 32（2020）年度末時点の施設入所者	24 人	平成 32（2020）年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	0 人 ----- 0.0%	本町では増加が見込まれるところを、現状維持とすることを目標として設定（国の基本指針では目標 1 人）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
--------	----------------------------------

指標	目標値	考え方
協議の場の設置数（か所）	1 か所	平成 32（2020）年度末までに西部圏域での設置を検討

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	●各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備	
指標	目標値	考え方
地域生活支援拠点等か所数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末までに西部圏域での整備について検討

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：平成28（2016）年度の1.5倍 ●就労移行支援事業利用者：平成28（2016）年度の2割増 ●移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ●就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上
--------	--

項目	数値	考え方
平成28（2016）年度の一般就労への移行者	4人	平成28（2016）年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	4人	就労移行支援事業等を通じて平成32（2020）年度中に一般就労に移行する人数
平成28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者	4人	平成28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加	9人	就労移行支援事業の平成32（2020）年度末における利用者数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0.0%	就労移行率が3割以上の事業所割合
【目標】就労定着支援1年後の就労定着率	50.0%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

第2節 障がい福祉サービス等の見込み量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

1 訪問系サービス

※訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重症障害者包括支援）

■サービスの内容

サービス	内 容
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
重症障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)
実績値	時間	522	1,548	2,016			
	人	18	20	17			
計画値	時間	3,339	3,498	3,657	3,180	3,336	3,492
	人	21	22	23	20	21	22
対計画比【時間】	%	15.6	44.3	55.1			

【見込み量確保のための方策】

訪問系サービスの利用者は、ほぼ横ばいを見込んでいます。

今後は介護者の高齢化による利用等も見込まれるため、サービスの充実を図ります。

2 日中活動系サービス

■ サービスの内容

サービス	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象として、病院を退院もしくは特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。(原則として1年6か月間)
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者を対象として、病院や施設の退院、退所後や、特別支援学校の卒業後に、地域生活を営むことができるよう、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(原則として2年間)
就労継続支援 (A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づかない就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 (平成 30(2018) 年度新設)	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等のときに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



(1) 生活介護

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	10,308	9,810	9,588			
	人	45	44	42			
計画値	人日	10,395	10,857	11,550	9,600	11,244	12,888
	人	45	47	50	42	43	44
対計画比 【人日】	%	99.2	90.4	83.0			

【見込み量確保のための方策】

生活介護の利用者は、ほぼ横ばいを見込んでいます。

今後はサービスの充実を図るとともに、利用の状況に応じて、提供体制の整備を検討します。

(2) 自立訓練（機能訓練）・（生活訓練）

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	0	0	0			
	人	0	0	0			
計画値	人日	0	0	0	0	144	144
	人	0	0	0	0	1	1
対計画比 【人日】	%	0.0	0.0	0.0			

【見込み量確保のための方策】

自立訓練（機能訓練）・（生活訓練）については、平成31（2019）年度より1人の利用者を見込んでいます。

今後は利用の状況に応じて、提供体制の整備を検討します。

(3) 就労移行支援

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	1,271	1,120	1,152			
	人	11	8	10			
計画値	人日	1,276	1,508	1,740	1,152	1,272	1,272
	人	11	13	15	10	11	11
対計画比 【人日】	%	99.6	74.3	66.2			

【見込み量確保のための方策】

就労移行支援については、自立支援協議会や相談支援事業所、公共職業安定所等と連携し、サービスの利用促進や企業の受け皿拡大に努めます。

(4) 就労継続支援（A型）

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	512	1,188	1,848			
	人	5	9	10			
計画値	人日	264	528	792	1,788	1,992	2,196
	人	1	2	3	9	10	11
対計画比 【人日】	%	193.9	225.0	233.3			

【見込み量確保のための方策】

就労継続支援（A型）については、ほぼ横ばいを見込んでいます。
 利用者の増加に対応できるよう、提供体制の整備を図るとともに、障がいのある人の就労支援に努めます。

(5) 就労継続支援（B型）

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	10,251	9,576	9,444			
	人	54	60	52			
計画値	人日	10,974	12,462	13,578	9,444	9,624	9,444
	人	59	67	73	51	52	53
対計画比 【人日】	%	93.4	76.8	69.6			

【見込み量確保のための方策】

就労継続支援（B型）については、ほぼ横ばいを見込んでいます。
 利用者の増加に対応できるよう、提供体制の整備を図るとともに、高齢となった障がいのある人の日中活動について検討を進めます。

(6) 就労定着支援<平成30(2018)年度新設>

■サービスの見込み量

	単位	見込み		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画値	人	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

就労定着支援は新しく開始するサービスであるため、一般企業で就労した障がいのある人や、就労移行支援の利用者に対してサービスの周知を行い、利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。

(7) 療養介護

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	3	4	5			
計画値	人	3	3	3	5	5	6
対計画比 【人】	%	100.0	133.3	166.7			

【見込み量確保のための方策】

療養介護の利用者は、増加傾向を見込んでいます。
 今後は県や医療機関等と連携しながらニーズの把握に努めるとともに、サービスの充実を図ります。

(8) 短期入所（福祉型）

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	1,332	1,379	1,452			
	人	16	18	15			
計画値	人日	1,166	1,272	1,378	1,056	1,164	1,272
	人	11	12	13	10	11	12
対計画比 【人日】	%	114.2	108.4	105.4			

【見込み量確保のための方策】

短期入所（福祉型）の利用者は、実情に応じて見込んでいます。

今後は近隣自治体や関係機関との情報交換のもと、ニーズに合わせたサービスの確保に努めるとともに、サービスの充実を図ります。

3 居住系サービス

■サービスの内容

サービス	内 容
自立生活援助 (平成30(2018)年度新設)	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助(グループホーム)や施設入所支援を利用していた人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるため、サテライト型住居があります。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(1) 自立生活援助<平成30(2018)年度新設>

■サービスの見込み量

	単位	見込み		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画値	人	2	3	3

【見込み量確保のための方策】

自立生活援助は新しく開始するサービスであるため、入所施設やグループホーム等に情報提供を行うとともに、サービス提供体制の整備に努め、障がいのある人の地域生活への移行促進、及び円滑な地域生活の支援に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	32	32	31			
計画値	人	37	41	44	32	34	36
対計画比 【人】	%	86.5	78.0	70.5			

【見込み量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、増加を見込んでいます。
利用者の増加に対応できるよう、新たな事業者の参入を促進するなど、提供体制の整備に努めます。

(3) 施設入所支援

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	25	24	24			
計画値	人	23	23	23	25	26	26
対計画比 【人】	%	108.7	104.3	104.3			

【見込み量確保のための方策】

施設入所支援については、増加を見込んでいます。
施設入所者の生活を支援するとともに、地域移行が可能な施設入所者に対して、適切な情報提供に努めます。

4 相談支援

■ サービスの内容

サービス	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援します。
地域定着支援	居宅で一人暮らししている障がい者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

（１）計画相談支援

■ サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	141	145	145			
計画値	人	161	178	193	150	155	160
対計画比 【人】	%	87.6	81.5	75.1			

【見込み量確保のための方策】

計画相談支援については、増加を見込んでいます。
 年々利用者数が増えていることから、今後もサービスの充実を図り、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

(2) 地域移行支援

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	0	1	1			
計画値	人	1	1	1	1	1	1
対計画比 【人】	%	0.0	100.0	100.0			

【見込み量確保のための方策】

地域移行支援については、横ばいを見込んでいます。
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や事業所等との連携のもと、その移行支援に努めます。

(3) 地域定着支援

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	0	0	0			
計画値	人	0	0	0	1	1	1
対計画比 【人】	%	0.0	0.0	0.0			

【見込み量確保のための方策】

地域定着支援については、1人の利用を見込んでいます。
単身で障がいのある人が、安全に安心して地域生活を継続できるよう、緊急時の対応等、その支援に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業

■サービスの内容

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言等を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障がいのある人に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣します。また、障がい者福祉の窓口到手話通訳者を設置します。
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している障がいのある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員に養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、円滑に外出ができるように移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

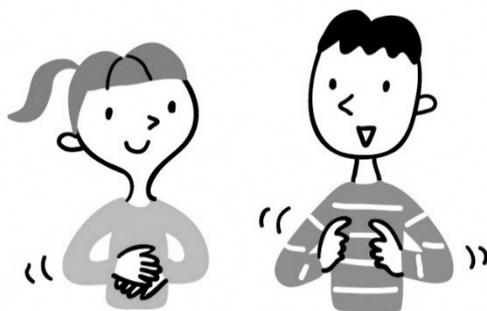
■サービスの利用状況及び見込み量

事業名等		実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
理解促進研修・啓発事業		(実施) 無	(実施) 無	(実施) 予定	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
自発的活動支援事業		(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無
	住宅入居等支援事業	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無	(実施) 無
成年後見制度利用支援事業		0人	0人	1人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業		0件	0件	0件	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	27人	35人	15人	30人	30人	30人
	手話通訳者設置事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	0件	2件	1件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	1件	1件	2件	2件	2件	2件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	2件	2件	2件	2件
	情報・意思疎通支援用具	1件	2件	2件	2件	2件	2件
	排泄管理支援用具	402件	393件	450件	400件	400件	400件
	住宅改修費	0件	0件	1件	1件	1件	1件

事業名等		実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話奉仕員養成研修事業		15人	7人	25人	10人	10人	10人
移動支援事業	個別支援型 (人数)	1人	2人	3人	3人	3人	3人
	個別支援型 (延時間)	93時間	117時間	120時間	120時間	120時間	120時間
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域活動支援センター(実人数)	9人	9人	10人	10人	10人	10人

【見込み量確保のための方策】

今後も地域の実情に応じて、ニーズに合わせた対応に努めます。



2 任意事業

■サービスの内容

サービス		内 容
日常生活支援	福祉ホーム運営	身体または知的、精神の障がいがあり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供します。
	日中一時支援事業	障がいのある方の日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息の確保等に利用できます。
社会参加促進支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者がスポーツに触れる機会等を提供します。
	声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な視覚障がい者に、音声訳による声の広報を毎月発行します。
	生活訓練等(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的コミュニケーション 教室に参加することにより社会性を身につけ、余暇の過ごし方を学び社会参加のきっかけをつくります。 ・パソコン教室 教室に参加することによりパソコンの使用に関して必要な技術を学び、地域交流自己啓発等の社会参加を促進します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者及び知的障がい者の自動車運転免許の取得及び身体障がい者の自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、身体障がい者及び知的障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助します。

3 地域生活支援促進事業

■サービスの内容

サービス	内 容
障がい者虐待防止対策支援事業	地域における町等関係行政機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、町社会福祉協議会、障がい者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、住民等、関係機関等の協力のもとに、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。

■サービスの利用状況及び見込み量

事業名等		実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
支援 日常生活	福祉ホーム運営	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
	日中一時支援事業	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
社会参加 促進支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
	声の広報等発行事業	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
	生活訓練等	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有
	自動車運転免許取得・改造助成事業	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有

事業名等		実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障がい者虐待防止対策支援事業		(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有	(実施) 有

【見込み量確保のための方策】

今後もサービス内容の周知に努めます。また、ニーズを把握し、必要に応じた事業の実施に努めます。

第6章

障がい児福祉計画



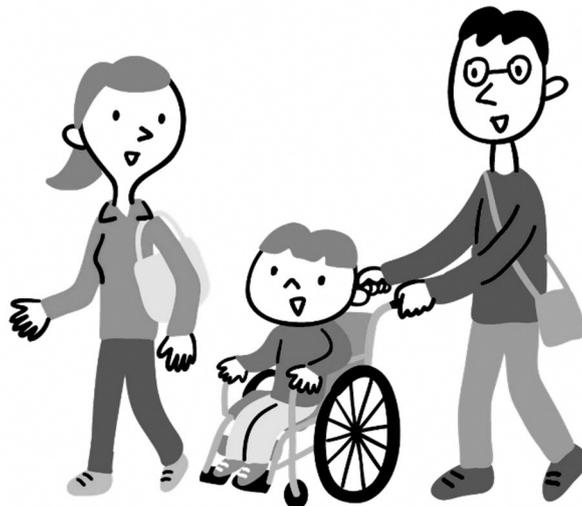
町の花 サルビア

第1節 計画における成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 ＜平成30（2018）年度末まで＞
------------	--

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末時点
保育所等訪問支援設置数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末時点
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所設置数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末時点
医療的ケア児支援の協議の場の設置数（か所）	1か所	平成32（2020）年度末時点までに西部圏域での設置を検討



第2節 障がい児福祉サービス等の見込み量

1 障害児通所支援

■サービスの内容

サービス	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等に加えて、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (平成30(2018)年度新設)	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(1) 児童発達支援

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	3,203	2,796	2,880			
	人	20	17	15			
計画値	人日	3,371	3,768	4,164	2,892	2,892	2,892
	人	17	19	21	14	14	14
対計画比 【人日】	%	95.0	74.2	57.9			

【見込み量確保のための方策】

児童発達支援については、減少を見込んでいます。
 今後はサービスの充実を図るとともに、利用の状況に応じて、提供体制の整備を検討します。

(2) 放課後等デイサービス

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	1,060	1,582	2,796			
	人	6	7	14			
計画値	人日	294	343	392	2,700	2,820	2,988
	人	6	7	8	14	15	16
対計画比 【人日】	%	360.5	461.2	713.3			

【見込み量確保のための方策】

放課後等デイサービスについては、増加を見込んでいます。
 今後は、新規事業者参入も視野に入れた提供体制の整備に努めるとともに、放課後等デイサービスガイドラインの周知を行い、サービスの質の向上を図ります。

(3) 保育所等訪問支援

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人日	0	1	2			
	人	0	1	1			
計画値	人日	4	4	4	6	6	6
	人	2	2	2	1	1	1
対計画比 【人日】	%	0.0	25.0	50.0			

【見込み量確保のための方策】

保育所等訪問支援については、横ばいを見込んでいます。
 今後は、サービス提供体制の整備と充実を図ります。

(4) 居宅訪問型児童発達支援<平成30(2018)年度新設>

■サービスの見込み量

	単位	見込み		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画値	人日	0	2	2
	人	0	1	1

【見込み量確保のための方策】

居宅訪問型児童発達支援は新しく開始するサービスであるため、対象者に情報提供し、サービスの利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。

2 障害児相談支援

■サービスの内容

サービス	内 容
障害児相談支援	<p>児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。</p> <p>また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。</p>

■サービスの利用状況及び見込み量

	単位	実績(平成29(2017)年度は推計)			見込み		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実績値	人	26	24	29			
計画値	人	26	26	26	29	30	31
対計画比 【人】	%	100.0	92.3	111.5			

【見込み量確保のための方策】

障害児相談支援については、増加を見込んでいます。
 支援を必要とする障がい児が必要かつ適切なサービスを受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

3 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

■サービスの内容

サービス	内 容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。

■サービスの見込み量

	単位	見込み		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画値	人	0	0	1

【見込み量確保のための方策】

医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉等の各関連分野との調整を行う人材の確保に努めます。

第7章

計画の推進にあたって



町の木 クス（加茂の大クス）

第1節 計画の推進体制の確立

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

(1) 庁内の体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境等広範囲にわたっているため、福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

(2) 県・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、関連する制度改正等に的確に対応していくことも重要であり、国・県との整合を図りながら施策を展開します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等、本町だけでなく近隣市町村を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

(3) 社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保

障がい福祉サービスの実施にあたっては、今後の社会情勢や国・県の施策の動向の変化、本町の財政状況等が重要な要素になることから、それらを踏まえながら施策の展開を図ります。

また、障がい福祉サービス等の充実を図るため、財源確保の方策、事務事業の創意工夫に努めると同時に、国・県に対し、各種助成システムの充実等、財政支援について要望し、計画の推進を図ります。

2 地域連携の強化

(1) 自立支援協議会との連携

障がい福祉サービスの充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、自立支援協議会との連携を強化し、計画を推進します。

(2) 関係団体・住民との連携

障がいのある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア等による支援や協力が重要となります。そのため、これら団体による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障がい者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築きます。

(3) 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

本計画の実施状況は、定期的に自立支援協議会に報告し、成果目標等について検証を行うとともに、計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。



資料編



1 東みよし町委託相談支援事業所

本町では、身体・知的・精神のそれぞれの障がいに応じて相談支援事業所を設置し、障がいのある人本人やその家族からの相談に対応しています。

	事業所名	住 所	電話番号
身体	障害者生活支援センター はくあい	三好市池田町州津滝端 1271-7	0883-72-2251
知的	博愛ヴィレッジ	東みよし町西庄字浪内 49-1	0883-82-2871
精神	ワークサポートやまなみ	東みよし町足代 3796-3	0883-79-3928

2 障がい者虐待防止センター

本町では東みよし町虐待防止センターを設置し、関係機関と連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための体制を整備しています。

	事業所名	電話番号	FAX 番号	備考
1	ワークサポートやまなみ	0883-79-3937	0883-79-3927	24 時間受付
2	東みよし町役場 福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	

平成 23 年 9 月 1 日

告示第 65-1 号

(設置及び目的)

第1条 本町における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するため、東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、町長が付議する東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な事項について検討し、その結果を提言する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、障がい者福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定終了までとする。

(委員会及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 会議の議長は委員長がこれに当たる。(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 7 月 1 日告示第 104 号)

この告示は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画策定委員名簿

4

	氏名	所属	備考
1	三好 正治	東みよし町議会教育厚生常任委員会 委員長	委員長
2	加藤 和輝	社会福祉法人十字会 博愛ヴィレッジ 施設長	副委員長
3	久原 孝	三好市医師会 理事	
4	岡 正人	東みよし町校長会 会長（三好中学校）	
5	野崎 明美	徳島県立池田支援学校 進路指導主事	
6	岡内 健太郎	東みよし町商工会 事務局長	
7	堤 智恵	三好公共職業安定所 総括職業指導官	
8	森川 シゲ子	東みよし町身体障害者会 会長	
9	井掛 利則	東みよし町手をつなぐ育成会 会長	
10	川野 悦博	東みよし町民生委員児童委員協議会 会長	
11	高井 春夫	特定医療法人 恵濟会 ゆうあいホスピタル 地域連携課課長	
12	井上 員江	社会福祉法人三好やまなみ会 常務理事	
13	中川 友江	社会福祉法人池田博愛会 障害者生活支援センター はくあい 施設長	
14	島尾 栄子	社会福祉法人池田博愛会 障害者生活支援センター はくあい 課長（相談支援専門員）	
15	藤内 則康	社会福祉法人東みよし町社会福祉協議会 事務局長	
16	大西 和子	西部総合県民局保健福祉環境部（三好保健所） 保健師	
17	田岡 孝義	東みよし町 副町長	
18	小原 京子	東みよし町健康づくり課 保健師	

5 用語解説

あ行

●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。

●インフォーマル活動

自治体や専門機関等、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティア等による、制度に基づかない非公式な支援活動のこと。

●ADHD（=Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）

注意欠如・多動性障がい。注意力を維持しにくい、時間感覚がずれている、様々な情報をまとめることが苦手等の症状を特徴とする発達障がいの一つ。

●LD（= Learning Disorders または Learning Disabilities）

学習障がい。全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち、特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態のこと。

か行

●基幹相談支援センター

総合相談の窓口で、障がい福祉サービスのことや、生活の中での困りごと、悩み等について専門の相談員を配置し、相談や希望の内容に応じて支援機関につなぐ機関のこと。

●合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

さ行

●児童発達支援センター

障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

●社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

●障害児通所支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援のこと。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。

●障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業生活における自立を図るために、就業及びそれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う施設のこと。

●情報保障

人間の「知る権利」を保障するものであり、障がいのある人が得たい情報を円滑に得られるよう、コミュニケーション支援を行うこと。

●ジョブコーチ

障がい者が一般の職場で働くことを実現するため、障がいのある人ができることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

●身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体・知的障がい者の福祉の増進を図るため、当事者や家族の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助を行うとともに、関係機関との連携を図り、問題の解決を行う人のこと。

●成年後見制度

認知症や知的障がい・精神障がい等、判断能力が十分でない人の財産管理や見守りを代理権等が与えられた成年後見人等が行う仕組みのこと。

●成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護や支援を行うこと。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制整備等を行い、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援すること。

た行

●地域活動支援センター

障がいのある人等に、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施し、生活を支援する施設。Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業。Ⅱ型は、入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、リクレーション等を行う事業。Ⅲ型は、運営年数及び実利用人数が10人以上の小規模作業所のこと。

●統合保育

子どもを取り巻くすべての環境の中で、障がいのある児童と障がいのない児童がともに生活し、時間と空間を共有することで、相互に影響しながら歩んでいく保育のこと。

●特別支援学級

障がいの程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。

●特別支援学校

障がいの程度が比較的重度の児童生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。

●特別支援教育

障がいのある幼児や児童生徒の自立及び社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児や児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

●難病

原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。

●ノーマライゼーション

障がいのある人とない人とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにすることが本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策等のこと。

は行

●バリアフリー

高齢者や障がいのある人等が社会生活を送る上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くという意味であるが、広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

●ピアサポーター

障がいのある人等、同じような経験や悩みを持つ人による相談や励まし合いを行う人のこと。

●避難行動要支援者（名簿）

災害対策基本法の規定により作成が義務付けられている、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の、防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。また、その名簿。

●福祉的就労

一般企業等で就労することが困難な障がいのある人に、障がい福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

●法定雇用率

障害者雇用促進法によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障がいのある人を雇用すべき割合。平成 30（2018）年 4 月より雇用率が引き上げられるとともに、精神障がいのある人の雇用が義務付けられる。

や行

●ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザイン。年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

●ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わり。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。

東みよし町障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：東みよし町

編集：東みよし町 福祉課

〒779-4795

徳島県三好郡東みよし町加茂 3360 番地

T E L : 0883-82-6306

F A X : 0883-82-6307
